

令和2年第4回東大和市議会定例会会議録第19号

令和2年12月7日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
保険年金課長	岩野秀夫君	産業振興課長	小川泉君

保 育 課 長 関 田 孝 志 君
子 育 て 支 援 部 事 榎 本 豊 君
副 参 事
福 祉 部 副 参 事 石 嶋 洋 平 君
健 康 課 長 志 村 明 子 君
都 市 建 設 部 事 梅 山 直 人 君
副 参 事
教 育 総 務 課 長 斎 藤 謙 二 郎 君
社 会 教 育 課 長 高 田 匡 章 君

子 育 て 支 援 部 事 越 中 洋 君
副 参 事
福 祉 推 進 課 長 嶋 田 淳 君
生 活 福 祉 課 長 川 田 貴 之 君
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君
建 築 課 長 中 橋 健 君
学 校 教 育 部 事 富 田 和 己 君
副 参 事

議 事 日 程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） おはようございます。日本共産党の上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、コロナ禍のもとでの保育施策について。

①感染拡大のもとでの保育の実施体制について。

②感染防止対策について。

③公立保育所の役割について。

④保育需要の動向と待機児童対策について。

⑤東大和市子ども・子育て支援事業計画について。

2、学校教育について。

①不登校について。

ア、推移と不登校になる原因について市の認識は。

イ、学校に行けない子どもたちの教育や居場所について。

②学校統廃合の計画について。

ア、少人数学級の動向と教育的効果について。

イ、学校規模について。

ウ、計画の進捗状況と今後の課題は。

③GIGAスクール構想の進捗と課題は。

④教職員の働き方と変形労働時間制について。

壇上での質問は以上といたしまして、再質問につきましては自席にて行います。よろしく願いいたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大のもとでの保育の実施体制についてであります。現在、市内保育施設におきましては、園舎入り口において、検温や手指消毒をお願いするとともに、保護者の園舎への入室を制限するなどし、保育を実施しております。

次に、感染防止対策についてであります。保育施設におけます感染防止対策としましては、国の保育所における感染症対策ガイドラインに基づく基本的な感染症対策を徹底するよう、市内保育施設での情報共有を行っております。各施設におきましては、保育室や廊下をはじめ備品に至るまで消毒を実施し、十分な換気と

園児の健康チェックなど、きめ細やかな対応を行っております。

次に、公立保育園の役割についてであります。市立狭山保育園では、他の市内保育施設と同様に、新型コロナウイルス等の様々な感染症の感染予防対策を、きめ細やかに行いながら乳幼児の成長、発達に必要な保育の提供を担っております。

次に、保育需要の動向と待機児童解消の対策についてであります。保育需要の動向につきましては、就学前人口が減少しており、就学前人口に対する保育園整備率が上昇しております。しかし、女性の就業率の上昇や保育士の人材不足等の影響もあり、待機児童の解消には至っておりません。待機児童解消の対策につきましては、私立保育園とともに保育士の人材確保を引き続き進めるとともに、令和4年4月の開設に向けた（仮称）東大和市清水一丁目保育園の施設整備及び南街地区の保育園の整備の検討を引き続き進めてまいりたいと考えております。

次に、東大和市子ども・子育て支援事業計画についてであります。第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画につきましては、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間としています。計画の進捗につきましては、東大和市子ども・子育て支援会議におきまして、事業の実施状況や実績等を点検・評価し、市長への答申や御意見を参考にしながら、事業の改善や見直しに向けた必要な措置を講ずるよう努めてまいります。

次に、学校教育に係る不登校についてであります。市における不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。原因としましては、身体、健康の側面、心理の側面、社会・環境の側面など、多様な要因や背景があるものと認識しております。不登校児童・生徒の教育や居場所についてであります。東大和市教育センターのサポートルームにおきまして、児童・生徒への学習面や心理面の支援を行っております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画についてであります。少人数学級についての国の動向につきましては、文部科学省における令和3年度概算要求等が行われ、少人数による指導体制の計画的な整備について、予算編成過程において検討するとした事項要求がなされているところであります。教育的な効果につきましては、少人数学級の実現により、教育環境を整え、よりきめ細かな指導体制が図れるものと認識しております。小・中学校の望ましい規模につきましては、児童・生徒、教師の間で様々な関わり合いができることなどから、国が示す標準規模が適正であると認識しております。小・中学校再編計画につきましては、少人数学級と密接な関係があることから、国の動向を踏まえながら進めていく必要があると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、GIGAスクール構想の進捗と課題についてであります。進捗状況につきましては現在1人1台コンピューターの配備及び高速ネットワークの整備を進めているところであります。今後の課題につきましては、教員のICTを活用した学習指導力の向上や、日常的な授業場面における教員への支援が必要であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、教職員の働き方と変形労働時間制についてであります。教員の働き方改革を推進することは重要であり、現在取組を進めているところであります。1年単位の変形労働時間制につきましては、国から令和2年7月に本制度の活用等に関する通知があり、現在、東京都の動向を注視しているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校教育に係る不登校についてであります。東大和市の不登校児童・生徒の数は、過去5年間、東京都の平均よりも下回ってはいますが、東大和市における不登校児童・生徒の数は増加の傾向にあります。原因といたしましては、複雑化された社会の中で児童・生徒がストレスを抱えるケースや、家庭の状況が児童・生徒に影響を及ぼしているということが挙げられます。また本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の予防として、保護者が学校に登校させないというケースもあると認識しております。

次に、不登校の児童・生徒の教育や居場所づくりについてであります。現在、サポートルームにおいては、学習指導、生徒指導、進路指導など行っております。また、通所型やインターネットなどによるフリースクールなどの民間施設も利用されています。

次に、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針、並びに東大和市立小・中学校再編計画についてであります。少人数学級についての国の動向につきましては、文部科学省における令和3年度概算要求などが行われており、学級編制の標準の引下げを含め、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、事項要求がなされているところであります。今後は1人1台端末の下で、効果的なICT活用など、新しい時代の学びを支える環境を整備することにより、個々に応じたより効果的な教育が行われるものと考えております。小・中学校の望ましい規模につきましては、集団活動に活力があふれ、児童・生徒間、教師と児童・生徒間に様々な関わり合いができることなどを考え、学校教育法施行規則に定める標準規模の12から18学級程度と考えております。市の計画につきましては、今後の国の動向と密接に関係することから、最適な教育環境を確保するため情報収集に努め、状況を見極めながら進めていく必要があると考えております。

次に、GIGAスクール構想の進捗と課題についてであります。進捗状況につきましては1人1台コンピューターの配備及び高速大容量ネットワーク環境を整備し、令和3年4月からの活用を目指しております。今後の課題としましては、全ての教員がICTを効果的に活用できるようにすることが重要であると認識しております。そのため、1人1台コンピューターの具体的な活用事例などについての検討を行う小・中合同のプロジェクトチームを立ち上げ、教員の指導力の向上を目指してまいります。また教員の日常的なICT活用について支援を行うために、学校にICT支援員を配置することについても検討が必要であると認識しております。

次に、教員の働き方改革と変形労働時間制についてであります。教員の働き方改革につきましては、平成31年3月に策定した東大和市立学校における教員の働き方改善計画に基づき、現在、取組を進めているところであります。1年単位の変形労働時間制につきましては、令和2年7月に国から本制度の活用などに関する事項が通知されました。今後、具体的な進め方などが東京都から示されるものと認識しております。したがって現時点におきましては、当市における本制度の導入に向けた具体的な検討は行っておりません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず1番のコロナ禍のもとでの保育施策について、①のところですが、新型コロナの感染拡大、今年の4月、5月には緊急事態宣言が行われましたが、現在、第3波が猛威を振っています。感染者の数が過去最高、過去最大を日々更新するというような中で、このまま感染拡大が抑えられないなら、再度の緊急事態宣言が行われるという可能性も排除できない事態になっているかと思えます。その上で、再び緊急事態下に置かれた場合の保育の実施体制について確認をさせていただきます。

まず児童福祉法24条では、市町村の保育実施責任が明記されていますけれども、これは緊急事態下でも適用されるものなのか確認をさせていただきます。

○保育課長（関田孝志君） 適用されるものと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 再び緊急事態宣言が出されるということも視野に入れて、エッセンシャルワーカーの方々の就労保障という点からも、緊急事態下における保育の実施体制については、しっかりと計画をしていく必要があると思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 前回の緊急事態宣言時同様、各保育施設において、感染症対策を徹底した上でですね、必要最低限の保育を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 前回、一度経験をしてるんですけども、具体的な、例えば何人いるのかとかって、そういう計画を立てる必要があると思うんですが、当市では緊急事態下で保育を必要とする子供が何人ぐらい、どの程度存在するのか、市の把握状況を教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 前回5月の登園自粛の状況から考えますとですね、全体のおおむね3割程度ではないかと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 続いて、保育士の確保状況についても伺います。

緊急事態宣言となると、他県をまたぐことができなくなるということも考えられると思うんですが、出勤可能な保育士が何名程度いるのか、把握はできているのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 詳細な人数までは把握してはございません。再度、緊急事態宣言が発令した際にはですね、前回と同様、保育施設において対応が可能なものと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ、今のうちにきちんと人数の把握をお願いしたいと思います。また、前回の緊急事態宣言の下では、保育自粛、行われたということですけども、自宅でテレワークに当たった保護者の方からは、子供がいると仕事にならないという声も多く聞かれました。昼間は、結局、子供のお世話に追われて、夜中、仕事せざるを得なかったとか、仕事に集中すると子供がゲーム漬け、テレビ漬け、動画をずっと見てるみたいな、そういう状況になってしまったなど、様々そういう話を聞いています。

家で子供を見る中で、世界的には虐待が増えたという実態もあります。子供を感染させないために、自宅で保育をしたいって、保育園に行かせたくないという保護者の方も、もちろん一定数いらっしゃると思うんですけども、自粛要請によって子供を家で保育するために、仕事はもう休まざるを得なかった、そういう家庭もあったかというふうに思います。

万全な感染予防対策をしながら、子供を安全に預かる体制の整備が、前回の3割に収まったということなんですけれども、実際には保育を必要とする家庭は、もう少しあったんじゃないかなというふうに思いますので、子供を安全に預かる体制の整備が必要ではないかと思いますが、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） テレワークなどでも、あってもですね、保育が必要というならばですね、保育園と相談の上、利用できる体制を整えております。一律、利用できないということにしたものではございません。そのように認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ただ自粛って言われると、どうしても保護者としては預けづらいということもあったかと思います。

認定NPO法人のしんぐるまざあず・ふぉーらむという団体が行ったアンケート調査によりますと、この登園自粛の際に子供を預けなかったという回答が46.5%と半数近くになったということです。1人で育てている御家庭でも半数近くが預けなかったということなので、市として、ぜひ必要な方は保育園に来てください、預けたい方は来てくださいというメッセージを出していただきたいというふうに思います。

また家庭保育となった場合の支援については、特に丁寧に行く必要があると思うんですが、虐待リスクがあるなど、特に重点的な支援が必要な御家庭についてはもちろんなんですけれども、これまでそうではなかったという御家庭でも、やっぱり日中ずっと子供と過ごしていると外にも行けないし、保護者も本当に疲れていらしてしまっていて、ついどなったり、手を上げるということが、やっぱりあると思いますので、世界的に見ても虐待が増えたということもありますので、定期的な状況の把握や、保護者からの要望などを聞く仕組みを、今のうちにつくっておく必要があると思うんですが、その点どのようになっているのか伺います。

○保育課長（関田孝志君） 保育課におきましてはですね、保育コンシェルジュを配置し、窓口や電話での対応をしているところでございます。また健康課や子ども家庭支援センター、保育施設との情報共有を図り、ともに協力し様々なケースを対応しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保育士さんがオンラインとかでお子さんに話しかけたりだとか、保護者から困っていることないか、雑談みたいなことでも保護者としてはすごく安心するってこともあります。そういう取組を検討してるってところもあるみたいですので、今後ぜひお願いいたします。

次に、代替保育について伺います。9月7日付の福祉新聞のまとめによれば、感染症が発生した福祉施設の数は、9月2日までの累計で815施設に上り、そのうち保育所等が319施設、39%を占めているということです。保育施設でクラスターなど発生して、休園になってしまうような事態に対応する必要があると思います。前議会でも代替保育については確認したんですが、その後、準備状況について進捗を伺います。

○保育課長（関田孝志君） さらに感染拡大を防止するためには、基本的には親族の支援や家庭保育をお願いしているところでございます。ですが有事の際にはですね、東京都の事業でありますベビーシッター事業を想定しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） お子さんが感染した場合は、保護者の方が感染する可能性も非常に高いと思います。先月ぐらいから家庭内感染が増加していて、都内でも40%から50%が家庭内感染であるという報道もありました。

今、高齢者のおじいちゃん、おばあちゃんに預けられないという事情もあると思いますし、家庭の中でお子さんだけが陰性であったという、そういうケースも、何人かお子さんいる中で、2人ぐらいは感染したんだけど、1人だけ陰性だったっていうケースもあるという、そういうことも報道で見ました。そうした場合でも、ベビーシッターで対応ができるのかどうか伺います。

○保育課長（関田孝志君） この場合ですね、感染した家族が自宅で療養していることが想定できます。療養しているお宅にですね、ベビーシッターが訪問することは難しいのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そういった家族内で、ほとんどが陽性なんだけど、1人だけ陰性とか、子供だけ陰性とか、そういう場合、本当に預け先がなくて、もう困ったっていうそういう報道も見ました。やっぱりそういうときに備えて、代替保育の必要性、高まっているというふうに思います。春の緊急事態宣言の際は、本当に初めてのことだったと思うんですけども、次はそれでは済まされないというふうに思いますので、代替保育についても早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、②のところに移ります。

保育施設の職員に対する定期的なPCR検査は、やはり必要だと思うんですけども、この点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 市によりますですね、保育施設の職員に対するPCR検査につきましては、現在検討はしてございません。今後、国や東京都の動向に注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国や東京都に対しても、市のほうから強く要求をしていただきたいと思います、市でも独自に行うことを検討していただきたいと思います。

また消毒や園児の健康チェックなど、おのおのの保育施設任せにならないように、市が積極的に関与して、市としての責任を果たしていただきたいと思います、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 各施設におきましてはですね、看護師等を配置しておりますことからですね、消毒や園児の健康チェックなど実際に保育を実施している各保育施設において、実施していただくものと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） こちらも聞くと、結構施設ごとにちょっと違っているというようなお話もありましたので、ぜひ市としても積極的に支援をしていただきたいと思います、具体的にはどのような支援や指導などを行っているのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） マスクや手指消毒液の支給及び防止に関わる費用の補助を実施するとともにですね、市で作成いたしました児童及び職員等が、新型コロナウイルスに感染した場合などの対応マニュアルを基にですね、保育施設と随時連携を図り、感染防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 感染防止に必要な物品の補助というのはもちろんなんですけれども、ただでさえ保育士さん、足りてないということもありますので、子供のチェックですとか消毒など、そういうことで施設のほうで困っていることないかなど、今連携してっていうことで御答弁ありましたけれども、各施設の保育士さんや職員さんからよく聞き取りしていただいて、必要な支援を市の責任で行っていただきたいと思います。

次に、③のところに移りますけれども、緊急事態下では公私を問わず、施設の連携を強める必要があるというふうに思いますけれども、その際に市の直営の施設である公立保育園の役割っていうのが特に重要になるのではないかと思います、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（越中 洋君） 新型コロナウイルス感染症におきます対応等につきましてはですね、全認可保育園の看護師に、市の保育コンシェルジュを含めました看護師ネットワークを組織して、感染症等に対する情報共有、対応等ですね、互いに協力し合いまして対応しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 公立保育園の保育士は、自治体職員ということになりますので、民間の施設のバックアップ機能を果たす、そういう機能もあると思うんですけども、代替保育の役割を担うなど、公立保育園そのものの機能強化も図るべきではないかと思いますが、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 災害時や感染症拡大などの有事の際にはですね、公立や私立の保育園が連携を強化して、協力して対応してるところでございます。市立狭山保育園は、およそ50年前に建築して老朽化が進んでおります園舎、それから立地の状況等によりまして、機能強化を図るという考えはございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 連携をするというのは、本当にもちろん大事なことなんですけれども、例えば北九州市では、休園になった保育施設の子供のうち、医療従事者など仕事を休めない保護者の子供を預かる緊急保育所というのが開設されて、ここに公立保育所の保育士が保育に当たるということがあったそうです。

また大阪の自治体では、休園してしまった民間の認定こども園のうち、保育が必要なお子さんを、空いている市の施設で、こちらも公立の保育士が保育をした事例ですとか、また京都市などでは一時保護所ですね、両親が感染してしまったとかっていうようなときに一時保護所というのをつくって、そこにも公立の保育士が派遣されて、親が、両親がコロナに感染して入院してしまったお子さんを預かって保育をしたという、そんなような事例もあったそうです。こうした事例が示すように、市の公共施設である公立保育所や、自治体職員である公立の保育士だからこそ果たせる役割があるのではないかと思います、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（越中 洋君） 市におけます保育の実施義務につきましては、市から保育を委託しております私立保育園におきましても、公立と同様に負うものであるというふうに考えてございます。緊急時におきましてもですね、公私ともに連携、協力を図りながら、適切に対応すべきであると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今の事例で紹介したようなことが、民間の保育士さんに果たしてお願いできるのかということだと思うんです。自治体職員は、憲法で全体の奉仕者として規定がされています。緊急事態下における公立保育園、公立保育士の役割について、市としてしっかりと再認識をしていただいて、子供たちをはじめ住民の命と生活を守るために、公立保育園の拡充と有効活用を強く要望いたします。

次に、④のところに移ります。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時 3分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） では、④番の保育需要の動向と待機児童対策についてお伺いします。

それでは待機児童数について、今年4月1日時点で、実際にどこの保育施設にも入れなかったお子さんの人数、旧基準、年齢ごとに教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 本年4月1日時点ですでね、申込みをしたが入園できなかった方についてでございますが、ゼロ歳児は15人、1歳児は36人、2歳児は25人、3歳児は6人、4歳児は2人、5歳児は3人、計87

人であります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 昨年の一般質問でお尋ねした際は、4月1日時点の旧定義での人数、108人ということでしたので、2割ほど減少はしているが、まだまだ多くの方が保育園に入ることができない状況に置かれているのは、本当に深刻なことだと思います。

また、このコロナ禍の下で保育需要が増加傾向にあるという報道もありましたけれども、当市における来年度の保育希望者の動向についても教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 令和3年度の申込み受付、第一次が終わったところでございますが、集計はできてございませんが、3歳児の申込みが若干増えたと。また、ゼロから2歳児の申込みは若干減少したという状況でございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） それから、待機児童と密接な関係にある保育士の確保状況についても伺います。昨年の6月議会でも、この件について質問したんですけれども、その際には施設の定員を満たすためには、保育士があと17人必要だという、そうした御答弁でした。直近の人数はどうなっているのか教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 依然といたしまして、17人程度の保育士が不足しているような状況でございます。

そこですと、令和3年に1月、年明けの1月ですけれども、本年度2回目となります保育園のお仕事説明相談会を実施するなど、引き続きですね、保育士の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 依然として17人って、すごい数字だなというふうに思うんですけれども、市としても今後、清水1丁目の保育園の施設整備及び南街地区の保育園の整備の検討をされているということですので、保育を必要とする方、全てが保育園に入れるよう施設整備を進めていただくことと、またこの施設の定員を埋めるだけの保育士の確保をしっかり行っていただくことを要望いたします。

保育士の確保については、この場でも何度か私も質問してはいますが、その保育士という専門職に見合った待遇を保障すること、労働環境を改善すること、これをしない限りは、保育士資格を持っている方が保育士にならないっていう、資格を持っていても保育士という職場、職、仕事を選ばないって、そういう状況は変わらないと思います。これは国のほうで、やっぱり配置基準、変える、公定価格、上げていくという、これが絶対に必要なんですけれども、市としても保育士の処遇改善、努めていただくことを要望いたします。

また保育士の方々は、エッセンシャルワーカーの就労を支えるという点で、保育士そのものもエッセンシャルワーカーに含まれると、市もそういう認識であるということを確認させていただきました。保育士の方々に対する慰労金についても、前議会でも要望いたしましたが、改めて要望いたします。

次に、事業計画について伺います。

事業計画では、計画の進捗という項目に、具体的な内容を毎年度ごとに点検評価し、進行管理を行いますという記載があるんですけれども、この今のコロナの状況は、計画策定の際には、恐らく想定していなかった事態だと思いますので、早急な点検が必要だと思います。

この点検評価について、具体的にはどのように行っていくのか教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 計画の点検評価につきましては、庁内の関係各課におきまして、年度内

にですね、前年度の計画事業の実施状況の確認、それから振り返りを実施し、評価を行ってるところでございます。

現時点におきまして、令和2年度の実績を把握できないためにですね、新型コロナウイルス感染症の影響を判断することは難しいものと考えております。

毎年度ですね、実施状況報告書を作成しておりますことからですね、令和3年度におきまして、令和2年度の点検評価が可能になるものと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 新しい感染症の拡大ということで、今までにない事態が起きています。保育需要をしっかりと見極めて、遅れることなく事業に展開していくことが重要だと思いますので、しっかりした点検評価を強く要望いたします。

この1番のところについては以上です。

次に、2番の学校教育についてに移ります。

まず不登校の推移のところですけども、9月の決算委員会のところでも質疑をさせていただいたんですが、行政報告書を確認すると、ここ数年、不登校のお子さんが増加傾向にあると思います。今年度の動向についても伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 今年度の不登校児童・生徒数についてであります、10月時点で小学校が27名、中学校が81名、合計で108名となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 不登校の要因として、市が認識していることについて、御答弁ありましたけれども、もう少し具体的に教えてください。

○学校教育部副参事（富田和己君） 不登校の要因についてであります、友人関係をめぐる問題や、学業の不振などから登校できないケースがございます。また家庭の状況から、児童・生徒が不安を感じたり、本人の無気力などから登校できなかつたりするケースもございます。

なお、中学校におきましては、遊びや非行などにより生活リズムが乱れ、登校に至らないケースなどが小学校に比べて増えていると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 一口に不登校といっても、学校に行けない理由は子供によって様々だと思います。子供本人も、何で行けないのか分かんない、親もこの子が何で行けないのか。そういう状況もよく聞くところなんですけれども、この原因とか傾向について、市としての調査や分析等は行っているのでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） 不登校の要因や傾向につきましては、国が実施しております児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査、こちらを基にして、当市における不登校児童・生徒の状況を調査し、経年変化や原因等について分析をしております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 不登校の原因、どんなことがあるのかなと思っていろいろ調べてみますと、友達関係でトラブルがあったとか、先生との相性、なんかすぐ怒られたとか、いじめとか、そういうことももちろん要因としてあるんですけども、特にその大きな理由はないんですけども、何となく行けなくなってしまうという、そういう子供が近年増えているということを調べる中で、そういう記述がありました。

要因の一つとして、学校教育そのものが、子供にとってすごい窮屈であるっていうんですかね、すごく競争的だったり、管理的であったり、そういうことがあったりするために、学校が子供にとって息苦しいものになっているということも、私は挙げられると思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 児童・生徒が不登校となる原因は様々であるとともに、幾つかの要因が複合しているケースもあると認識しております。

現在、各学校では、児童・生徒が不登校にならない魅力ある学校づくり、安心して教育を受けられる学校づくりを進めていくことにより、不登校児童・生徒の一人一人の状況に応じた丁寧な支援を行っているものと認識しております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 日本の学校教育が過度に管理的、競争的であるということは、国連の子どもの権利委員会からも勧告がされていますけれども、内閣府や文科省など、様々な民間団体などが行った国際比較調査でも、日本の子供たちが、いずれも他国の子供たちと比べて自己肯定感が低いということが、結果が出ています。過度に競争的、管理的ということが、他国のほかの子とどうしても比べてしまうので、やっぱり自分は駄目なんだというふうに、自己肯定感を持ってないことにつながっていると私は思いますし、学校教育そのものがもう少し緩いって、のんびりっていうんですかね、枠があって、そこからはみ出しちゃいけないっていうような、そういう教育ではなくて、一人一人に寄り添った教育であったり、お互いの違いを認め合うって、そういう教育に転換するべきではないかと思うんですが、その点についての御認識も伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 教育委員会では、第二次東大和市学校教育振興基本計画において、豊かな人間性の育成に向けての施策の方向性として、肯定的な評価を心がける指導を重視した児童・生徒の自尊感情や自己肯定感の向上を示しております。

各学校においては、先ほども答弁しましたとおり、魅力ある学校づくりや、一人一人の状況に応じた丁寧な支援に努めており、今後も児童・生徒一人一人が自己の内面を見詰め、自己肯定感を醸成できる指導を一層推進してまいります。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** この後の少人数学級のところとも関連しますけれども、先生方も一人一人見てあげたいと思っても、なかなかそうできない。そういう子供が多くて、そういうことできないっていう、そういうお話もありますし、本当にできるできないじゃなくて、子供たちができなくても、それでいいんだよっていうそういう教育をしていただきたいなというふうに思います。

それからコロナ休校があって、その後に不登校となったっていうケースも、周りで何件か聞くんですけども、学校では休校中のその学習の遅れを取り戻すために、以前よりも授業の進みが早くなっていたり、また1時間目、始まる前にドリルを解いたりとか、漢字やったりとかっていう、そういうふうに勉強時間が結構過密になっているという話も聞いています。

こうしたことが、子供への負担ということで重くなっているのではないかと思いますし、そういうことが少なからず学校に行けなくなったということと、関連しているのではないかと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 今回の長期にわたる臨時休業により、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じているため、各学校においては年間の指導計画を見直し、その計画を踏まえ、各教科等の指導を行って

おります。通常とは異なる状況の中で、学習についていけるかという焦りなど、様々な不安を抱えている児童・生徒がいるものと認識しております。児童・生徒が抱える不安について、全教職員で共通理解を図り、学習活動を進めていくことができるよう、継続して学校に働きかけてまいります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） その遅れ取り戻すということも大事だと思うんですけども、思い切って1年間の学習指導要領を見直して、削れるところは削るとかですね、やっぱり子供たちに、子供たち行事とかなくなってすごい寂しい思いをしているときに、勉強だけはやんなきゃいけないっていう、そういうのがつらいっていうお話なんかも聞いていますので、柔軟な、本当に子供たちや、また先生に負担が重くならないよう、柔軟な教育というのを考えていただきたいというふうに思います。

それから、次ですけども、不登校となっている子供たちに対して、その子に合った支援を継続的に行うことが必要だと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 児童・生徒が不登校となる原因は様々であるとともに、幾つかの要因が複合しているケースもあるということから、一人一人の状況に応じて支援内容を検討し、継続的に支援することが必要であるということは認識しております。

当市においては、全ての小中学校が欠席の理由にかかわらず、各月3回以上欠席した児童・生徒の個別の状況について把握し、校内の全教職員で共有しております。また10日以上長期欠席の児童・生徒については、個票を作成し、計画的な支援を行っております。

さらに学校から教育委員会に個票を提出していただき、その情報を基に、スクールソーシャルワーカー及びサポートルームの指導員が学校訪問を行い、一人一人の状況に応じた支援を検討するなど、学校と教育委員会が連携した対応を行っております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） どうしても学校での相談だと、学校に戻ってくるのが、学校に戻ってくるためにどうしたらいいかっていう支援になりがちで、それが駄目だとは言わないんですけども、一つのゴールとして、必ずしも学校に戻るということではなくて、違うゴール——ゴールという言い方がおかしいと思うんですけども、そういう道筋っていうのもあると思うんですけども、その点についての御認識も伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 不登校児童・生徒への支援の在り方については、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立するということを目指すことが必要であると認識しております。学校を休むことは決して悪いことではないという認識や、学校だけが学びの場ではないという認識を持って、不登校児童・生徒の支援に取り組んでおります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） もちろん学校に戻れたら、それはそれですごくいいことだと思うんですけども、どうしてもやっぱり戻れないっていうお子さんもいると思いますので、一人一人に合った支援をぜひお願いしたいと思います。

市としても、学校だけが学びじゃないよっていう、そうしたメッセージ、これまで以上に出していただくとともに、学校に行けない子供たちの学習支援や、居場所の確保について一層努めていただくことを要望いたします。

次に、今のところなんですけれども、不登校となっている子供たちに対する学習支援や居場所について、こ

ちらももう少し詳しく教えてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 不登校児童・生徒への学習支援についてであります。学級担任が、家庭及び本人と連絡を取り、課題を提示するなどの学習支援を行っております。また、東大和市教育センターのサポートルームに通室する児童・生徒に対しては、個別の学習計画に基づいて指導を行っております。そのほか通所型やインターネットによるフリースクールなどの民間施設を利用している児童・生徒に対しては、学習状況等について当該施設と定期的に情報交換を行っております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** サポートルームの目的と、その果たしている役割について、もう少し詳しく教えてください。また、利用者数の推移も併せて教えてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** サポートルームは、様々な原因や理由で、学校に行きにくくなった児童・生徒のための施設であり、学習の補充と生活の力を身につけ、社会的自立及び学校復帰を支援することを目的としています。

サポートルームの役割としましては、どの児童・生徒も安心して過ごせる居場所としての役割、基礎的・基本的な学力を身につけるための学習の場としての役割、児童・生徒や保護者が安心して相談することができる相談機関としての役割がございます。

利用者数の推移につきましては、平成29年度は14名、平成30年度は27名、平成31年度は22名、令和2年度は11月時点で20名となっております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 先ほどの御答弁では、不登校となっているお子さんが市内で108人ということでしたので、比較するとサポートルームの利用人数が少ないのではないかなと思うんですが、その理由についての市の御認識を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 不登校児童・生徒の数に比べて、サポートルームの利用人数が少ない理由としましては、不登校児童・生徒への学習面、心理面の支援や居場所づくりの取組として、サポートルームの利用だけでなく、保健室や相談室など教室以外の登校場所を設けたり、放課後に登校して担任教員や養護教諭、スクールカウンセラーと過ごしたりするなど、各学校において児童一人一人の状況に応じた様々な支援を行っているものと認識しております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** サポートルーム、非常にいい取組だと思うんですけども、民間のフリースクールっていう、先ほど御答弁もありましたけど、ちょっと近隣で調べると、立川とか国立のあたりに幾つかあるようなんですが、結構学費がかかるし、保護者の送り迎えが必要だろうなっていうところで、結構敷居が高いつていうんですかね、なかなかそういうところへ行けるお子さんというのも、御家庭も、多くはないのかなというふうに思いました。

不登校のお子さん、どこにも居場所がない、居場所がないというか、外に行けないと、どうしても日中、家にいるってことになって、保護者も共働きとかだつたりすると、もう本当に親の目も届かないということで、保護者は本当に不安を抱えてるというふうに思います。何より本人が、やっぱり学校に行けなくなってるということで、相当な焦りとか不安を抱えているというふうに思いますので、この学習面だけじゃなくて、日中その居場所、先ほど放課後、学校に行つてとか、保健室でとかっていう話もあったんですけども、そこにおいて

いいよっていうふうに、自分をやっぱり肯定してくれる居場所っていうのが、家にいても親御さんがそう言ってくれる家庭もあれば、やっぱりこう、プレッシャーを感じるということもあると思いますので、そういう居場所が本当に様々あることが必要だと思います。

サポートルーム、非常にいいと思うんですけども、現在、市内に1つということで、また地域によっては、やっぱり送り迎えがないと1人では行けないってこともあると思いますし、中学校の中にあるので、それが嫌で行きたくないという子もいると思うんですよね。せっかくいい取組なので、できれば市内に複数、せめて中学校区に1つぐらい、学校内じゃなくても、学校じゃないところにもあったりとか、そういうふうにサポートルーム、つくっていただきたいと思うんですけども、その必要性についての御認識を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 一人一人の児童・生徒が、それぞれの状況に応じた支援を受けるに当たり、サポートルームに限らず民間を含めて様々な学びの場が用意されることは、学校に通うことのできない児童・生徒にとって、自己の適性を踏まえた居場所等の選択肢が広がるものと考えられます。

市としましては、日中の居場所としまして、サポートルームの機能の充実を図るとともに、先ほど御答弁しましたとおり、各学校においても不登校児童・生徒への学習面、心理面の支援や居場所づくりの取組として、一人一人の状況に応じた様々な支援を行ってるものと認識しております。

なお、現時点において、市内にサポートルームを複数設置することは検討をしておりません。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** ぜひ、本当にいい取組だと思いますので、複数設置、検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、オンライン学習についても伺います。

文科省は2005年に不登校の子が自宅でオンライン学習をしたり、学校外フリースクールとかだと思うんですけども、指導を受けたりした場合に、一定の要件を満たせば、在籍校の校長判断で出席扱いにできるという、そういう通知を出したかと思いますが、これ他市の例ですけれども、保護者が校長にそれを言っても、校長先生がそれを、そういう制度を知らないとか、なかなか分かってもらうまでにすごい苦労したというような体験談も聞きました。

当市では、学校や保護者に対する周知はどのように行っているのでしょうか。また、当市でオンライン学習が出席扱いとなっているケースが、どの程度あるのかも教えてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 教職員に対しては、校長会や副校長会、生活指導主任会等において周知を図っております。

また、保護者へは、学校に登校することができていない児童・生徒の保護者の方に対して、面談の機会などを通じて情報提供をしております。

オンライン学習が出席となっているケースについてであります。民間のフリースクール等を利用している児童・生徒のオンライン学習につきましては、本年度の状況としましては出席扱いとしていると、学校から報告を受けております。

なお、市内の学校におきましては、現在ICT環境等の整備をしている段階でありますので、現時点で出席扱いとしているケースはないものと認識しております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** これ民間のそういう、いろいろオンライン学習のプログラムあるんですけども、そ

ういう中には、これだったら出席扱いできますみたいな、そういうプログラムもあるようですので、ぜひ保護者の方でも結構知らない方いらっしゃるようなので、ぜひ周知と柔軟な対応をお願いしたいというふうに思います。

それから進学に対する支援についても、どのように行っているのか伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 進学に対する支援についてであります。児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指して、児童・生徒やその保護者の意思を尊重しつつ、進学についての様々な情報提供をするなど、一人一人の児童・生徒の状況に応じた支援を行っております。

またサポートルームにおいては、在籍校とサポートルーム指導員が連携し、より具体的な進路指導を行っております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 中学生で不登校となると、やっぱり進学のことって本当に深刻な悩みだと思いますので、ぜひ、高校も今いろいろ通信とかありますので、いろんなその子に合ったアドバイスっていうのが必要だと思いますので、ぜひきめ細かい支援をお願いしたいと思います。

それから、不登校コーディネーターの配置状況についても伺いをいたします。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 不登校コーディネーターについてであります。東京都教育委員会による、教育支援センター機能強化モデル事業の指定を受けまして、平成29年度から平成31年度までの3年間、サポートルームに1名を配置しておりましたが、現在は配置をしておりません。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 今回、不登校コーディネーターについては陳情も出ていますけれども、不登校に特化した専門家っていうことで、やっぱりスクールカウンセラーの方とかとは一味違った専門的な、そうしたアドバイスが期待できるのかなというふうに思います。そういう専門家がいることで、子供自身はもちろんですが、保護者に対する重要な支援になると思いますが、この不登校コーディネーターの必要性についてはどのように認識されてるのか伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 不登校コーディネーターは、サポートルームの組織や指導力を高めることを目的に、昨年度までの3年間で期限として配置をしたものです。現在は、3年間の授業の成果をサポートルームの指導に活用して運営を行っております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** また保護者の方に対する支援は、どのように行っているのか伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 保護者の方に対する支援としましては、年間3回、不登校サポート懇談会を開催しております。各家庭で抱えている不登校における悩みや不安を出し合い、カウンセラーとともに話し合うことにより保護者へのサポートを行っております。また各学校に配置したスクールカウンセラーや、さわやか教育相談室において、お子様の不登校で悩んでいる保護者の方からの相談を受けております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** お子さんが学校に行けなくなると、保護者は本当に苦しい思いをするというふうに思います。無理やり学校に行かせても、これでよかったのかなと思いますし、逆に学校を休ませても、これでよかったのだろうか、どっちにしる悩むということがありますし、その子にとってどういうことをしてあげたらいいのかっていうのが本当に分からなくて、皆さん悩んでいらっしゃるというふうに思います。

やっぱりそうした同じ思いを抱えている保護者同士で交流をしたりとか、やっぱりそういうことをよく知ってらっしゃる方に相談できるということは、本当に大きな支援になると思いますので、ぜひ引き続き保護者の皆さんの要望も丁寧に聞き取りながら、サポートをお願いしたいと思います。

それから質問の中でも聞きましたけれども、コロナによって学校教育の在り方そのものを見詰め直す、そういう機会になったかというふうに思います。苦しいなら無理に学校に行かなくていいよってという視点ももちろん大切なんですけども、やっぱり学校に行けてない子供たちがというのは、行けてない自分を責めて、どんなにいいよって言っても、やっぱりほかの子と違って、自分って駄目だなというふうに罪悪感を持つてるものだと思います。どの子も居心地よく過ごせる学校づくりというのは、本当に切実に求められていると思いますので、誰も取り残されることのない学校づくりを求めます。

この①については以上です。

次に、学校統廃合の計画について伺います。

アの少人数学級の動向と教育的効果についてですが、少人数学級の必要性については、これまでも何度か取り上げてはいますが、市としてもきめ細かい目配りができる、子供にとっても、先生にとっても教育環境がよくなるということから、必要性については認識をされているところだと思います。

前議会でも少人数学級については質問したんですけども、その後、国のほうでも動きがあって、市としても注視されているものだと思います。

当市で独自に少人数学級を導入する検討については、他の議員での御答弁でも困難だということでしたけれども、教育的効果ははっきりしていますし、感染予防という観点から見ても、改めて少人数学級を求める声が今、全国的に広がっています。国や東京都に先行して、導入をぜひ検討するべきだと思いますので、改めて市の認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 国の専門機関におきましては、少人数学級や少人数教育に係る内容について議論が重ねられて、令和3年度の概算要求におきましては、少人数による指導体制の計画的な整備についてといたしまして、事項要求されているところがございます。国のほうで少人数学級に係る新たな動きがございますので、市といたしましてはその動向に注視し、その後、必要に応じて検討するものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 当市の場合、既に子供の人数が少なくなっていて、もう30人以下の学級が実現している学級も結構あると思うんですけども、全校にいきなり導入するわけではないので、その点、導入に優位性があるというふうに思うんですが、御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 御指摘ございましたとおりですね、現在、1学級の児童・生徒数が30人以下となっている学級もございますが、他市との状況の比較につきましては行ってございませんので、把握してございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 行政報告書で、令和元年5月1日時点の市内の小中学校の学級の人数を確認したんですが、既に学校内の全ての学級で30人以下の学級が実現している学校も3校ありました。ほとんど8割、9割で、1学年除いて全部なってるみたいな、そういう学校も3校ほどありました。これを全校で実施した場合に、必要となる教員数など具体的に計算して、どのくらい予算がかかるかなど含めて、導入の検討をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在、国におきましてですね、1学級当たりの人数や導入方法など検討が行われており、文部科学大臣のほうからは30人学級といったことも挙げられております。現時点では、これらの情報を含め、国により標準等が示された場合に対応ができるよう、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

市で先行して導入するに当たりましては、教室の確保や、その財源、また教員の採用に伴う財源など、必要になることがございますことから検討には至っておりません。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） 今、教室の確保っていう御答弁もありましたけれども、そういうことも含めて何人教員が必要なのかとか、教室どのくらい必要なのかとか、ぜひ具体的な検討をお願いしたいと思います。

当市では既に多くの学級で、30人以下ということでは実現がしてますし、保護者の皆さんも、教員の皆さんも、そのよさというものを十分に実感しているというふうに思いますので、ぜひこれを市内の全校に広げることが強く要望いたします。

次に、イの学校規模についてのところに移ります。

御答弁では、市としては国が示す標準規模である12から18学級が望ましい規模だということでしたけれども、学校教育法施行規則には、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでないというふうにも書かれていて、全国では様々な規模の学校が存在していると思います。

国が示している標準規模というのは、国において、国の中の議論においても、教育的にふさわしいと結論づけられたものではなく、教育的根拠を持った適正規模ではないということは、前議会でも明らかにしたかと思えます。やはり東大和として、東大和市の子供たちにふさわしい学校の適正規模について、地域の皆さんも含めて十分な議論を行うべきではないかと思いますが、御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 東大和市学校の適正規模等のあり方検討会議におきまして、教育は知・徳・体の調和が取れ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間形成などを目的としており、学校は教育の目的、目標を達成する計画的、組織的な教育施設であり、その目的を機能的に実現していくため、人的、物的な諸条件の整備、充実が極めて重要であるとし、標準規模であることが望ましいといった御意見をいただきました。

それを受けまして、適正規模及び適正配置等の方針の中でも、基本的な考えといたしまして、小中学校は人間形成の基礎となる教育を目的とすることから、それを最も有効に実現することのできる標準的な学校規模を維持することが、望ましいと示しているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁で人間形成の基礎となる教育を目的とすることから、それを最も有効に実現することのできる標準的な学校規模を維持することが望ましいということだったんですけども、この12から18って、その標準規模が人間形成の基礎となる教育を最も有効に実現することができるとする根拠を教えてください。

ださい。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 国における標準規模の考え方といたしまして、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには、小学校におきましては、1学年2学級以上であることが望ましいとして、12から18学級が標準規模と示されております。

東大和市の学校教育におきましても、そのような環境が望ましいとし、学校教育法施行規則に定める標準規模を基本にしているものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国における標準規模の考え方はそうなんですけれども、ただこれが教育的にふさわしい適正規模であるという、そうした結論は国においてもついていないわけです。それが大事だと思うんですけれども。また全国の小中学校を見たときに、国の示すこの12から18という標準規模に当てはまってる学校というのは全体のどのぐらい割合あるのか。また、一番多い学校規模がどのぐらいなのか教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 国が実施しております令和元年度の学校基本調査におきまして、12から18学級の学校は、分校を除きまして2万8,567校中、8,805校で約30.8%となっております。また、一番多い学級数の学校につきましては、8学級の学校で2,850校となっております。なお、参考ではございますが、東京都におきましては12から18学級の学校は1,880校中、971校で約51.6%となっております。また、一番多い学級数につきましては、12学級で255校となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 全国を見ますと、この標準規模の学校は3割、東京でも半分程度ということだと思います。全国的にも標準規模より小さい規模の学校というのが多くなってきてますが、これらの学校で人間的な基礎となる教育を十分に行えてないということにはならないというふうに思います。全国でも多数を占めている標準規模以下の学校について、市内でも既に今、標準規模を下回る小規模校というふうに言われる学校がありますから、そうした学校からお話も伺いながら、その教育的効果について、小規模学校のよさというんですかね、そういうものについても教育委員会としてしっかり検証すべきではないかと思いますが、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校の再編計画の策定に当たりましては、平成13年から審議会や委員会等を立ち上げまして、これまで各委員の皆様の御協力をいただきながら議論を重ねてきたものでございます。適正規模、適正配置に向けた取組を進め、学校と連携をしながら児童・生徒にとって快適な教育環境としてまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市の計画に参考として書かれている小規模校のメリット・デメリットというコーナーがあるんですけれども、それは中教審の資料より引用というふうに書かれてますけれども、これ市として独自に調査、研究は行ったのかどうか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校の再編計画におきましては、国の標準を基本として作成しておりますので、独自の研究は行っておりませんが、検討委員会や関係者の意見聴取は行っているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） その国の言う標準規模というのを、そのまま引っ張ってくるのではなくて、東大和市

の学校の適正なふさわしい規模がどうなのか、教育委員会が教育的根拠に基づいて決定するべきではないかと思いますが、御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 繰り返しになりますが、学校再編計画におきましては、あり方検討会議等で御意見をいただきまして、国が示す標準規模が望ましく、また適正な規模であるとしているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 同じく市の計画の中には、単学級だといじめがあった場合に、クラス替えができず、対応が難しいということも書かれていますけれども、学級の単位や学校自体の単位が小さくなるほど、大人の目も行き届くので、クラス替えが必要とされるような深刻ないじめには発展しづらいという、小規模校の校長先生された方のそういう文書も読んだんですけども、またいじめの原因として、先ほどもちょっと触れましたけど、学校の在り方っていうんですかね、すごい競争的であったり、管理的であったり、そうした教育の在り方も指摘がされてるところですけども、その点についての御認識も伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校再編計画の記載につきましてはですね、人間関係の固定化を防ぎ、万が一、いじめ等の問題が発生した際に、対応の手法として一定の学級数が必要であることを挙げているところでございます。教育委員会及び学校では、いじめの未然防止の取組や、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでいるところでございます。一方、児童・生徒の人間関係に配慮した学級編制を行うことができるためには、一定の学級数が必要であると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 他国を見ると、国として一律、クラス替えを行わないっていう国もありますし、国内でも複数、4クラスとかあっても、クラス替えを行わないっていう学校も少なくありません。クラス替えで、これまで築いた人間関係をつくり直すことに、クラス替えがあるたびに不安になるという、ストレスを抱えるっていうそういう子供も実際にいます。

クラス替え、一つとっても、様々な意見があって、したほうがいいのか、しなくてもいいのか、すごく意見、分かれるところですし、結論が出ていないっていうところだと思います。こうした様々な意見とか実践もある中で、何が子供たちにふさわしいのか、まだまだ地域も交えた市民的な議論が必要だというふうに思います。

計画には、小規模校のデメリットとして、人間関係が固定化して、コミュニケーション能力が育ちにくい、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいということも書かれていますけれども、本当に二、三人とか、そういう少人数ならまだしも、10人ぐらいいれば、私は豊かな、十分に豊かな人間関係、築けるのではないかというふうに思います。

こうやって小規模校のデメリットっていうふうに、そういうものを市としての十分な検証もなく、そういうふうにデメリットとして書かれてしまうと、やっぱり保護者としては、それは脅し文句の——もうそう言われたらしょうがないなっていうふうに思ってしまうので、それを学校をなくすための理由づけにしないよう求めます。

また前議会でも、学校規模が大きくなればなるほど、大規模校になればなるほど、管理的にならざるを得ないという話もしました。小さい学校ほど、校長先生が子供たち一人一人の性格や、家庭環境についても把握しやすくなる、そうしたデータも示しました。

いずれにしても、子供たちの豊かな成長にふさわしい適正規模についての十分な検証や、またあの地域に小

さい学校を残すことの意義について、市民的な議論もないまま学校をなくすことありきで進めるべきではないということをし上げて、次の項目に移ります。

ウのところですけども、計画の進捗状況のところですけども、少人数学級と密接に関係があるということですけども、市の計画では現行の40人学級が前提とされていると思います。国において、法改正がなされて一クラス当たりの人数が少なくなった場合、教室は足りるのかどうか、そうした検討は行っているのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 児童・生徒数により、例えばですね、30人学級の場合に必要な教室数の試算等を行っております。ただし学校におきまして、教室の大きさや使い方など異なりますので、国において標準の改正などがあった場合には、学校と調整して対応する必要があると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 少人数学級、実現するのが、何人、30人になるのか、25人ぐらいになるのか、その辺もまだ不透明ですけども、それによっては計画の変更というのも余儀なくされるのかなというふうに思いますので、その辺の検討をしっかりとさせていただきたいと思います。

それから、学校の老朽化、本当に深刻ですので、これを建て替えていくということは、本当に急務だと思うんですけども、この建て替えや長寿命化に係る予算の中で、国庫補助や都の補助が占める割合について、9月議会のときにも質問したんですけども、その後の調査状況についても伺います。

○建築課長（中橋 健君） 現在ですね、想定しております改築工事、建て替え工事ではありますが、こちらにつきましては該当する国や東京都の補助メニューが現時点では見当たりません。

国庫補助メニューでは、構造上、危険な状態にある建物について、改築に要する経費についての補助がございますが、本市の場合は耐震補強済みであることなどから、危険な状態とは言いませんので補助は見込んでおりません。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 長寿命化計画案も、以前、示していただいて、すごい予算がかかるというふうに思うんですけども、それを市だけで何とかできるものではないというふうに思います。やはり国にきちんと財政責任を果たさせるということが不可欠ではないかと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○建築課長（中橋 健君） 国庫補助は、重要な財源の一つでありますことから、国の動向について注視するとともにですね、機会を捉え、補助対象の拡充についても要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） これも何回か言ってるんですけど、我が国における教育費、学校機関に対する公財政支出の対GDP比で見ますと、日本はずっと最下位であるということで、これまでも何回か御紹介したとおりです。本当に教育にお金をかけない国に未来はないと私は思います。建て替え長寿命化に必要な財源は、しっかり国に求めるべきだと思います。

教育は、国や自治体の未来にも深く関わってくることだというふうに思います。この市内における学校の配置というのも、市のまちづくりとも深く関係すると思うんですけども、これも前議会で言ったんですけども、やっぱり学校が近くなるとうちで子育て環境が悪化しますので、地域から子育て世帯が離れてしまう。そうすると、もうその地域は、子供たちは戻ってくることないと思いますので、そうなるとうち高齢化がますます進むという、そういうふうな、そういう悪循環になってしまうと思うんですけども、その点についての

御認識も伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 児童・生徒の推計から見える児童・生徒数の減少や、学校施設の老朽化といった課題に対応しながら、将来にわたりまして児童・生徒にとって快適な教育環境を確保することが、現在必要なことと認識しております。統合によりまして新しい学校がそれぞれのよい面を合わせ、児童・生徒の皆さんが通いたいと思える、地域の皆様からも親しみを持っていただける学校としていくことが重要であると考えております。また魅力ある学校づくりに取り組むことで、今後、子育て世帯の増加につながるようにしていくことも必要であると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 通いたいと思える魅力ある学校づくりというのは、本当に大事だと思うんですけども、やっぱりお子さんいる方が、じゃ引っ越そうと思ったときに、学校が近くにあるかないか、やっぱり歩いてすぐ遠くに行くか、近くかっていったらもう絶対近くだと思いますので、本当にそうしたまちづくりとも関係することですので、慎重な検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、やっぱり学校をなくすっていうことは、地域にとっては本当に重大な問題だと思うんですけども、そのことを市はどのように認識しているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校施設につきましては、地域で最も身近な公共施設で、地域における文化・スポーツの活動拠点としての側面や、地域コミュニティーの拠点としての側面を併せ持っており、地域にとっても大変重要な施設であると認識しております。今後も丁寧に御説明させていただき、御理解を深めていただくとともに、この計画、方針に基づいて、統合による新しい学校づくりに向け、様々な御意見をいただきながら皆様と一緒に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本当に今の御答弁のとおり、本当に地域コミュニティーの拠点であったり、重要な公共施設だと思うんですけども、その地域に対して説明して御理解を深めていただくというんじゃなくて、やはりそもそもの段階から地域と話し合いを行うべきだと思うんですけども、どのようにそうした話し合いを行っていくのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 地域のお住まいの方々や、保護者に対しましては、説明会を開催いたしまして、学校の適正規模及び適正配置の方針及び再編計画において丁寧に御説明をさせていただきまして、御理解を深めていただくとともに、この方針、計画に基づいて、統合による新しい学校づくりに向け、様々な御意見をいただきながらですね、学校、児童・生徒、保護者、地域の皆様と一緒に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今議会の一般質問の中でも、他の議員の質問の中で、学校は地域の方々の教育に対する熱い思いによってつくられてきたものであり、地域の貴重な財産であるという教育長の御答弁もありました。学校がなくなってしまうと、何十年の間、地域の熱い思いとともにつくられてきた学校の歴史も、そこで終わりということになってしまいます。学校には、地域の多くの団体も関わっていると思います。計画を立てた後に地域に説明をして、理解をしていただくという姿勢ではなくて、そもそも学校をなくしていいのかどうか。そういうことをきちんと地域とともに議論する必要があると思うんですけども、再度御認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 今後の児童数の推計を見ますと、統合を予定している小規模校では、令和3年

度から一学年の人数が、30人未満の学年が見られ、またその後ですね、令和18年度には、一つの学校で6学年中、4つの学年で、一学年の人数が30人未満というような人数が推計をされております。

小規模校におきましては、今後、学校全体の児童数の減少は避けて通れないものと考えております。また、学校施設の老朽化への対応につきましても、今後、喫緊の課題であると、そのように捉えております。

学校の再編につきましては、これらの課題を解決するために策定したものでございます。新しい学校は、統合する両方の学校のよいところを引き継ぎながら、児童・生徒の皆さんが通いたいと思える、そして地域の中で親しんでいただける学校としていかなければいけないと、そのように思っております。

そのためにも、今後新しい学校をどのようなものにしていくかについて、学校と連携しながら、また地域の皆様と進めてまいりたいと、そのように認識をしております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） やっぱりそういうお話を伺っていると、統廃合計画、予算削減等、公共施設の2割削減ありきっていうのが最初にあって、小規模校をなくすことを前提としたそういう計画になっているのかなというふうに思います。我々が小さいころは、本当に40人学級で、それも弾力化して45人ぐらいいて、そういうのが当たり前だったんですけど、クラスも四つ、五つとかあって。でも、もう今はそういう教育ではないと思います。世界を見ても、日本国内にも多くのところでそういった小規模、私は1学年30人いたら、そんな小規模ではないかなって思うんですけども、そういった地域に小さくても学校を残していくっていう、そうした意義をきちっと地域の皆さんと話し合っていたらいいと思いますし、また東大和市の地域性に合った、学校のふさわしい規模どうなのか、子供たちにとってよりよい教育環境のためにふさわしい規模がどの程度なのか、やっぱりそうした視点が、どうしてもないなというふうに思います。地域の皆さんとそうしたことを議論することも大事ですし、公共施設を減らして予算を削減するためには、学校をなくしても仕方ないということではなくて、子供たちにとって最善の教育環境をつくるという視点に立つことを強く求めます。

この項目については以上です。

次に、GIGAスクール構想の進捗と課題について伺います。

1人1台のタブレットを使って、どういう教育を目指すかという点については、前議会でも確認をさせていただきましたので、今議会では家庭への支援や教員の負担軽減について幾つか質問をさせていただきます。

まず、ネットワーク環境のない家庭に対する支援について、その後の検討状況を伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） ネットワーク環境のない家庭に対する支援についてであります。環境が整備されていない家庭等が一定数いるものと認識しております。今後、家庭での利用を想定していく必要があることから、具体的な対応について検討してまいります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） そういうルーターとかを貸し出すとなると、家庭でも準備とか必要だと思いますし、現在の感染拡大の状況を見ると、再び緊急事態宣言とか、休校といった可能性も排除できないと思いますので、また休校となれば、やっぱり家庭でオンライン学習してほしいという、そうした要望もあると思いますので、ぜひ早急に検討をお願い、結論というか、具体化していただきたいと思います。

それで、保護者への通知もお願いしたいと思うんですが、端末の保証についても伺いますけれども、あらゆる事態、子供さんがどんな使い方するか分からないので、保護者の方に、壊れたときに保護者負担とならないようにしていただきたいんですけども、その点の検討状況も伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 端末の製品保証についてであります。落下や水漏れ等の外部的要因に起因した物損事故に対する保証が可能となっております。また盗難被害による紛失においても、代替品の提供等の対応を取ることとしております。なお、端末の製品保証につきましては、回数無制限で、無償対応としております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** そうすると保護者が、子供さんがちょっと乱暴に扱ったりとか、ふざけて何かやっちゃったとかっていう場合でも、保護者の負担はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 今御指摘のような形で考えておりますが、故意によるもの、こちらについては負担をお願いするケースが出てくるものと考えております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** そのふざけてたとかは故意、その切り分けはちょっと難しいと思うので、その辺、明確にして、お子さんにそういう精密機械をどういうふうに扱えばいいかとかって、そういう指導も大事だと思うので、なるべく保護者負担、よほどのことがない限り、保護者負担が生まれないようにしていただきたいと思います。

それから、保護者への周知ですね、いつごろどのように行う予定なのか伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 保護者への周知につきましては、1人1台のコンピューターの令和3年4月からの活用に向けて、今取り組んでいるところでございます。

教育委員会としましては、東大和市公立小中学校のPTA連合協議会、こちらの懇談会におきまして、各校のPTA会長に向けてGIGAスクールの概要を報告いたしました。また、1月号の教育委員会だよりにおいて特集記事を掲載し、保護者への周知を図ることとしております。今後、各学校において保護者へのさらなる周知を図ってまいります。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** ぜひしっかり周知を、過去どうなのみたいに聞かれたりもしますので、具体的な、こういうふうな運用をするんだみたいなことも含めて、周知をお願いしたいと思います。

それから教員への負担軽減についてですが、ICT支援員については御検討されてるということですが、もう少し詳しい検討状況について教えてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 教員への負担軽減についてであります。コンピューターの操作などの研修を行う際には、教員の負担についても考慮しながら、具体的な実施時期や内容等について検討し、計画的な実施を努めてまいります。

ICT支援員についてであります。様々な授業場面においてコンピューターの活用が想定されることから、1人1台コンピューターを効果的に活用する上で有効な人材であると認識しております。学校への配置について検討してまいります。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 次の項目とも関係するんですけれども、本当に今までも教員の皆さんの労働環境、本当に深刻な状況だっという中で、このコロナのことがあって、感染予防の対策ですとか、またGIGAスクール構想で、やるのが本当に増えて、もう本当に大変だっというような話も伺っています。タブレット、この活用を効果的なものとするためにも、ぜひICT支援員については配置を強く要望いたします。

次に、最後の教職員の働き方と変形労働時間制について伺いをします。

教員の働き方については、これまでも何度も取り上げてきて、改善を図ることを要望していますが、今も申し上げましたけど、このコロナのこととか、GIGAスクールのことなど、本当に今までも激務だったものが、さらに大変になっているというのが現実ではないかと思えます。これ本当に早急な負担軽減が必要だと思うんですけども、国においては昨年12月に変形労働時間制、改正教職員給与特別措置法が成立しています。

これは1日8時間の労働というその原則を崩して、繁忙期と閑散期というものを設定した上で、繁忙期の所定労働時間を増やすもので、現職の教員の方々から過労死を増やすなどの強い反対の声を押し切って成立をしたものです。当市でも、学校衛生委員会からの意見などを含めて、具体的にどのような声が上がっているのか教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 学校衛生委員会などからは、休みの取りまとめは本制度を導入しなくてもできるのではないかという意見がございました。また保育事情など、個々の教員のライフスタイルに応じることが必要であること。制度導入によって、管理業務の複雑さから管理職業務の増加につながるのではないかといった意見が聞かれています。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 労働基準法では、1日の労働時間は8時間というふうに決められてるんですが、この制度が導入された場合、いわゆる閑散期と呼ばれる期間と、通常の学期の期間で労働時間はそれぞれ何時間になるのか教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 1年単位の変形労働時間制につきましては、市長、教育長答弁のとおりですね、令和2年7月に本制度の活用等に関する通知が発出されたところでありまして、今後、東京都から具体的な進め方等の通知が来るものと認識をしております。したがって現時点において、この制度の導入についての検討は市として行っておりませんので、制度導入後の勤務時間についての想定というものはできていないという状況であります。

なお、国の制度におきまして、制度導入後に割り振られる1日の勤務時間の上限、こちらは10時間というふうに示されております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今でも教員の皆さん、実際には1日8時間を超えるかなりの長時間労働というふうになっていて、先ほど来申し上げてますが、コロナやGIGAスクールの対応など、これまでなかった業務というものも大幅に増えている状態だと思います。だからこそ働き方、改善しようということで、当市でも様々な取組を進めてこられたと思うんですが、学期中の所定の労働時間、これ上限、上限というか、労働時間の基本を10時間というふうにしてしまうことで、さらに長時間労働を固定化するだけでなく、それを助長してしまうのではないかという懸念があるんですが、この点についての御認識を伺います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 先ほど御答弁をさせていただきましたが、1年単位の変形労働時間制の導入についての検討を行っておりませんことから、導入後の影響等についての想定も行っていないという状況でございます。

なお、教員の働き方の改善に向けましては、引き続き学校と連携して取組を進めてまいります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 現在、導入検討していないということで、これは大変結構なことだと思うんですけど

ども、今後、東京都で条例化ということになれば、全国でも北海道で何か条例提案されたとかって話もあって、そういう動きが出てくれば、やはり市としても検討せざるを得なくなるというふうに思いますので、今のうちにしっかりその制度がどういう影響を与えるのかってということについては、考えていただきたいというふうに思います。

前議会では、この制度が自治体の判断によって導入しないことも可能だということを確認をさせていただきました。導入によって、むしろ長時間労働が増えてしまうというふうな強い反対があった制度ですので、導入の前提条件についても確認をしますけれども、そもそも労働時間の縮減が制度の導入条件であり、国が具体的にガイドラインを示していると思いますので、その条件となる残業時間が何時間になるのか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 平成31年1月にですね、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが示されております。こちらのガイドラインでは、教師の勤務時間については、その上限が1か月で45時間、1年間で360時間というふうに示されております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 国からも、こういうガイドライン、示されているということですので、勤務時間の管理というのが徹底されていなければ、導入することはできない制度だというふうに思います。

勤務時間の徹底管理という点では、対象となる教員全てから導入について意向を聞く必要があり、さらに適用するのであれば、個々の子育てや介護など家庭の状況を聞き取って、その上で一人一人のシフト表を決める必要があると思いますが、1年単位の変形労働制ですから、年度が始まる前の年度末に、学校の年間計画等を踏まえて、1年間を通した各教員の日々の勤務時間を割り振って、さらに個々の教員ごとに異なる勤務時間を日々管理する業務が生じるという、これ本当に管理職の方も大変な激務であるというふうに思います。

個人のシフトをきちんとつくるためには、3月に決まる学校行事だけでなく、4月以降の校務分掌や、さらには異動してくる先生の聞き取りなど、ただでさえ多忙な学校現場に、さらなる負担と混乱を招くことにはならないかと思いますが、御認識を伺います。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 先ほど来、お話をしているとおり検討を行っていない段階ですけれども、今御指摘の点については、今後、研究、検討を進めていく上では、一つの検討事項にはなるのかなというふうには考えております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 本当に制度を導入するとどういうことになるかということは、しっかり検証をさせていただきたいというふうに思います。

それから、文科省の平成28年度教員勤務実態調査でも、週の残業時間が10時間以下、月の残業時間が40時間以内に収まっている方が、小学校では18.1%、中学校では僅か11.1%というふうになっています。当市の先生方の残業時間の状況はどうなってるのか伺います。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 当市の勤務状況ですけど、令和元年度ということで御答弁をさせていただきたいと思いますが、先ほどお話をしたガイドラインで示されている上限45時間以内の教員の割合ということで、小中学校ともにおおむね50%から90%前後、月によってちょっと変化がありますが、その範囲の中でおおむね推移をしています。多くの月で50%は超えている状況であるという状況です。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** そうなると当市でも、月によってことですが、ほとんどの教員の皆さんに、

この制度、適用できないのではないかというふうに思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 当市で適用できるかできないかの検討についても、今後の検討課題だというふうに考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 制度について、今年の7月に国から活用等に関する事項が通知されたとのことですが、その内容について具体的に教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 7月の通知の内容についてですけれども、まず休日のまとめ取りのための1年単位の制度、こちらについての詳細を定める施行規則が公布されたという点が1点。もう一点は、変形労働時間制の制度を活用する場合の指針が、既存の指針に追加をされたという点が2点ございます。

この通知の中で、施行規則におきましては、対象期間ですとか、労働日数の限度が示されております。それから追記された指針の内容としては、制度の目的、服務監督の教育委員会が行うべき措置について示されております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） この制度が、やはりさらなる長時間労働を容認して、過労死を増やすことにもつながりかねないものであるとして、現役の教職員の皆さんからは、導入しないしてほしいという強い、多くの声が上がっています。今議会ではこの制度の問題点ですとか、導入に当たっての条件について確認をさせていただきました。

改めて、この変形労働時間制は導入しないことを強く求めまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（中間建二君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染拡大から市民の命と暮らしを守る取り組みについて。

新型コロナウイルス感染の第3波が襲来しています。多くの市民が命と健康の危険と不安にさらされています。また消費税増税で大きく落ち込んだところへ、新型コロナウイルス感染拡大によって、市民の暮らしと地域経済は追い詰められています。命と暮らしを守ることは政治の最大の責任です。

以下、伺います。

①新型コロナウイルス感染から市民の生命を守る上での課題と市の取り組みについて伺います。

②消費税増税、新型コロナウイルス感染拡大のもと、市民の暮らしと地域経済の現状及び見通し、今後の課

題について伺います。また、市の施策についても伺います。

③医療と福祉を守る上での課題と施策について伺います。

2、国民健康保険税の負担軽減について。

①コロナ危機下での市民負担軽減策の現状と課題について伺います。

②国民健康保険税の引き下げや減免制度の拡充など、高すぎる市民負担の軽減について伺います。

3、介護保険について。

①市の介護保険事業の現状と課題について伺います。

②市の第8期介護保険事業計画について伺います。

4、ひきこもり対策について。

①ひきこもり問題についての市長の認識を伺います。

②当市の取り組みの現状と課題について伺います。

5、高齢者の詐欺被害について。

①市内の被害状況について伺います。

②対策について伺います。

6、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の都営団地の空き地8.3万平米の他に、保育園用地として4か所が示されています。市の未利用地としては、みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地を合わせて約7,700平米、他に市営団地の空地があります。福祉の向上に役立てるべきと考えますが、以下、伺います。

①現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みや検討状況について伺います。

以上です。

再質問については、自席にて行います。よろしく申し上げます。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、新型コロナウイルスの拡大防止に係る課題と市の取組についてであります。課題につきましては、市民の皆様において、適切な感染防止対策の基本とされております新しい生活様式・日常への行動変容の実施・継続の徹底であると考えております。また、市民の皆様へのワクチン接種に係る事前準備の検討など、ワクチン接種への対応であります。取組につきましては、国や東京都の対応を確認するとともに、関係機関等と連携を図っております。また、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型コロナウイルスに関する情報共有、並びに市の対策について協議し、市民の皆様へ市報、市公式ホームページなどを通じて、基本的感染予防対策の徹底と継続をお願いしております。加えて、新型コロナウイルス感染症患者のうち、無症状者及び軽症者を早期に発見し、迅速に治療または療養につなげるため、市内にPCRセンターを設置し、東大和市医師会と協力し、適切に運営しております。

次に、市民の暮らしと地域経済の現状及び見通し等についてであります。現状及び見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による業況悪化により、セーフティネット保証制度の認定申請件数が、3月から11月末までの合計で660件を超えるなど、地域経済に対する影響が深刻化しておりますことから、しばら

くはこうした状況が続くものと認識しております。今後の課題につきましては、引き続き国や東京都の動向を踏まえ、地域経済の下支えとなる対策について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、市の施策についてであります。市では国の給付金の対象とならない事業者も含めた中小企業者等応援助成金による支援や、キャッシュレス決済による支払い額の30%ポイントバックする消費活性化事業を実施したところであります。その事業の効果を見極める中で、今後の中小企業者等の支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の医療及び福祉における課題と施策についてであります。医療における課題につきましては新型コロナウイルス感染症の第3波への対応として、市民の皆様一人一人の感染対策の徹底が課題であり、その対応として啓発の強化を図っております。また福祉における課題につきましては、自粛要請の対象になっていない介護サービスや、障害福祉サービスの継続的な提供を支えていくことが課題であり、市の独自施策として感染防止策を講じながら、事業を継続する事業者に対して助成金を支給するとともに、国や東京都と連携して、マスクやアルコールなどの衛生品に加え、ゴーグルや手袋などの感染防止品についても配布を行っているところであります。

次に、国民健康保険税軽減策の現状と課題についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した世帯が、一定の要件を満たす場合につきましては、令和2年度、国民健康保険税の減免を実施しており、12月1日時点で約200世帯からの申請を受け付けているところであります。課題につきましては、減免の対象世帯におきまして申請漏れのないよう周知を徹底することであるとと考えております。

次に、国民健康保険税の負担軽減等についてであります。国民健康保険の制度では、給付と負担の均衡を図ることが求められておりますことから、市では財政健全化計画に基づき、必要となる国民健康保険税率等の見直しを行っております。国民健康保険税の負担軽減策につきましては、従前より均等割の軽減制度によります負担軽減や、多子世帯に対する市独自の負担軽減を行っております。また、新型コロナウイルスの影響によります収入減少世帯に対しましても、減免を実施しているところであります。

次に、介護保険事業の現状と課題についてであります。現状につきましては、令和2年度は、第7期介護保険事業計画期間の最終年度に当たります。第7期の基本理念であります支え合う地域の中で、高齢者の方の意思が尊重され、健康で生きがいを持って暮らせるまちを目指し、重点プランに掲げました認知症施策の推進や、介護予防の推進等の施策に取り組んでおります。課題につきましては、団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となります令和7年、2025年の高齢化社会を念頭にしました健康づくりや介護予防事業の推進など、今般の新型コロナウイルス対策を踏まえ、事業を実施する必要性があると考えております。

次に、第8期介護保険事業計画についてであります。現在、介護保険運営協議会に諮問し、策定作業を進めているところであります。この計画におきましては、令和3年度から5年度までにおける要介護認定者の増加の見込みや、給付費の伸びなどを勘案しながら、各種サービスの見込量などを検討しているところであります。引き続き介護保険運営協議会をはじめ、市民の皆様の御意見を伺いながら、計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、ひきこもり問題についてであります。ひきこもりの方の家族は、家族内の問題として悩みを周囲に相談しない傾向がありますことから、その事実が表面化しづらく、またひきこもりに至る要因や問題も様々であるため、支援の実施が難しい問題であると考えております。このことから関係機関が連携を図り、早期にひきこもりの方を把握し、社会的支援につなげることが重要であると考えております。

次に、市の取組の現状と課題についてであります。現状の取組につきましては、関係機関を構成委員とする生活困窮者自立支援調整会議におきまして、ひきこもりの方が親に促され、東大和市暮らし・しごと応援センター そえるに来所したことにより、農園作業などの就労準備支援事業に参加するようになった事例等を、関係機関と情報共有を行うとともに連携を図っております。課題につきましては、ひきこもりの方は家庭状況など、複雑な問題や経緯があることが多いことから、ひきこもりについて相談しやすい体制を構築するとともに、さらに関係機関の連携強化などを図ることであると考えております。

次に、高齢者の詐欺被害についてであります。市内の被害状況につきましては、後ほど担当参事より説明します。対策につきましては、二次被害防止のための安全安心情報サービスによる注意喚起や、防犯キャンペーンでの広報活動などの機会を通じて被害防止に努めてまいります。

次に、国有地、都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の1つであります。検討中であり、結論に至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては、取得に向けて利用計画を策定することが求められておりますが、検討中であり、結論に至っておりません。都有地についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園などの整備について東京都と協議を進めているところであります。このうち運動広場につきましては、令和2年10月に東京都が実施設計委託契約を締結し、生活支援ゾーンにつきましては、令和2年11月に東京都が東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクト事業実施方針を公表したところであります。都営向原団地の創出用地につきましては、地区計画の変更に向けて東京都と協議を開始したところであります。市有地についてであります。第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地につきましては、利活用方針に即し、事業者の公募について検討しているところであります。みのり福祉園跡地につきましては、財源の確保や、市の財政への影響を最少にすることなどを主眼とし、引き続き利活用方針の検討を行っているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○総務部参事（東 栄一君） 私のほうからはですね、高齢者の詐欺被害における市内の被害状況について御説明いたします。

過去5年間の被害件数と被害総額をそれぞれ申し上げますが、特殊詐欺の状況として把握してる数値でございますので、おおむね高齢者の被害状況として御理解いただきたいと思います。

平成27年、14件、約1億8,890万円。平成28年、12件、約4,190万円。平成29年、13件、約1,100万円。平成30年、18件、約1,500万円。平成31年、20件、約2,260万円。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。

まず新型コロナウイルス感染拡大から市民の命と暮らしを守る取り組みというところですけども、当市でPCRセンターを設置されて、市民のPCR検査、進めている、推進しているという問題や、それから介護事業者、障害福祉サービス事業者への給付金、大変喜ばれています。市の側からも、これだけで事業継続、どれだけでいいのかっていうお話もありましたけれども、それでもやはり感謝されて喜ばれているというふうに思います。

それから、中小企業者に対する応援助成金をはじめとした諸制度をも実施するというところで、市民の暮らし、

命守るという点で様々な施策を市としても行っているということ、まず最初に評価もしたいと思います。

その上で、課題についてということで、先ほど御答弁の中では、市民の行動変容の実施継続の徹底と、ワクチン接種への対応という御答弁でした。ただ分科会の尾身会長は、個人の努力に頼るステージは過ぎた。もちろん市民の行動変容の実施継続、必要ですけれども、それだけではやっぱり駄目だということを言ってるわけです。コロナの新規感染が急増し、医療体制の逼迫が報じられています。

昭島にある東京西徳洲会病院でも、これホームページに出てますけれども、11月、30名以上の院内感染が発生して、一部、新規入院を停止しているという状況。今日の時点でもそういう状況で、一定、打開の方向、見えてきているようですけれども、そういう状況です。医療崩壊を起こさないための措置が取られるべきというふうに考えますけれども、この点での市の見解を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） まず東京都におきましては、毎週のようにですね、新型コロナウイルス感染症のモニタリング会議、こちらが開催されておまして、状況等が都民の皆様にもお伝えはされているということでございますが、この東京都内においても、日常生活の中で感染リスクが大変高まっており、1日500人以上が出ているような状況も、かいま見られている状況でございますが、この感染状況としましては、基本的には同居する家族からの感染が大変多いというふうな状況も報告をされております。また職場ですとか施設、状況によっては会食、接待を伴う飲食店など、多岐にわたる場面で感染が発生されているというふうにも言われております。

結局は、この感染の拡大を防止するためには、やはりそれぞれ市民、都民の皆様の、やはり今までも徹底をいただいているところではございますけれども、いま一度ですね、そういった感染のリスクを下げるということでの手洗い、マスクの着用、3密を避けると、そういったところの徹底が必要であるというふうには考えております。また、この時期、気温が下がってきてる中ではございます。暖房を入れていてもですね、窓やドアを開けて風を通すなど、換気をしていただくということも必要かというふうに考えております。

また医療体制につきましては、市におきましてPCR検査につきまして、1日6件の対応だったものを、11月28日から医師会の先生方とも御協力いただきまして、1日8件に拡大をしてございます。また東京都におきましては、入院が必要な中等症以上のさらなる増加に対応できる病床の確保としましてですね、旧都立府中療育センター、こちらを活用しまして、12月16日からですね、こちらの医療機関につきましては、規模100床というふうな形で言われておりますけれども、運用を開始するというふうなことで対策も取ってきているようでございます。

市といたしましてもですね、東京都が進める病床の確保など、医療体制につきまして適切な情報収集とともに、市としてもできる点につきましては対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 医療崩壊、病院守るという点で、市がどれだけのことができるかというのはね、市だけでそれを全部担ってできるというものではないと思います。その上で、PCRセンターの能力も、1日6件から8件に増やしていただいたということで、これは大変大事だというふうに思います。

それで医療崩壊を起こさないというためには、医療機関をまず感染から守らなくちゃいけないだろうと思います。体制の拡充を図りつつ、新規感染者、とりわけ重症者を増やさない。そのためには、第1に医療機関の職員、入院患者の集団検査を速やかに、定期的に行って院内感染を防止すること。第2に、とりわけ高齢者施設については、直ちに集団検査を行うことで重症患者を抑えること。そして第3に、感染集積地においては、

面的な大量検査を実施して感染を抑え込むことだと思います。これらを迅速に進めるために、現在、半額自治体負担になっていますけれども、全額国費でこれ実施すべきだというふうに考えているところです。

もちろん高齢者施設、とりわけって言いましたけれども、高齢者施設だけではなくて、障害福祉施設や学校、保育園等の施設についても、集団検査を定期的に行うというふうに進めるべきだと思います。

また東京都を含むステージ3相当の地域で、発着のGo Toキャンペーン除外は、直ちに決断すべきだというふうに思います。

当市でも補正予算で、入所型の高齢者施設と障害者施設について、都の制度を活用して集団検査を行うことに、これ補正予算、組まれました。これは大変重要だと思います。

今、第3波の感染拡大、これを抑え込んでいく、医療機関、守っていく、医療崩壊を防いでいくという点でも、この対象となる全ての施設で、迅速にこれ実施するよう求めますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 初日にですね、補正予算の議決をいただきました。現在、私どもで速やかな執行を目指して準備をしているところであります。補助要綱等、必要な事務を完了させまして、全ての関係機関に周知したいと思っております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） これは補助ということだったと思いますけれども、これやっぱり今のコロナ感染拡大の状況を見ると、やるところには補助するよということではなくて、やはり対象となる施設については全部基本的に受けて、PCR検査、実施していただくということが、特に高齢者施設、もちろん特養ホームなどの大きな施設は東京都の制度で、東京都が直接やるわけですがけれども、こういう東京都とも連携しながら、高齢者施設でのクラスターを防いでいくということが、医療崩壊を防いでいく大きな柱になると思いますので、市がイニシアチブをもって、対象となる施設で急いでやっていただくというふうにやる必要あると思ってるんですが、この点、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私ども補助要綱等の整備をした後、関係機関に周知をするということですが、そこにおいてこの事業の趣旨等をですね、しっかり伝えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中間建二君） 休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） 先ほど議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

本定例会における一般質問の日程につきましては、12月2日、水曜日から、明日12月8日、火曜日までの5日間としておりますが、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、明日12月8日、火曜日を休会とすることと決定いたしました。

よって、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、本日の本会議終了前に、12月8日から11日及び14日、15日の8日間について、休会の議決を採ることとなりますので、本会議場を退席し、全員協議会室等で一般質問をお聞きの議員につきましては、一般質問が全て終了するまでに本会議場にお戻りいただき、休会の議決を採る際には、全議員が本会議場に着席をしていただくよう、よろしくお願ひいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願ひいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

○6番（尾崎利一君） 医療崩壊、感染爆発をどのように回避するのか。3週間が勝負と言われるほど緊迫した状況になっています。厚生労働省によれば、これは11月24日時点の数字ですけれども、全国の医療機関での院内感染は386件、福祉施設での施設内感染は452件で、合計838件に達しています。大阪府では、第2波以降に発生したクラスターのうち、医療機関と高齢者施設等で発生したクラスターが7割を占めました。クラスターの中心は、医療機関と介護福祉施設となっています。そこに入院、入所する人の大半は高齢者であり、ここの集団感染を防ぐことは、重症、死亡事例の発生を抑えることにも直結します。今、市内の高齢者入所施設、それから障害者入所施設についてのPCR検査について、市はしっかりと取り組んでいただくということで御答弁ありました。ぜひ、よろしくお願ひします。

それから、この東京都の制度、全額、東京都の補助でやる事業ですけれども、この都の制度では通所系の施設についても集団検査を行える立てつけになっていると思います。当市では、入所系の施設に限定されたのはどうしてなのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） PCR検査の対象でございますけれども、今回、私どもは主にクラスターの発生防止を想定しております。宿泊機能を有する施設はですね、職員と入所者の接触時間というものが、通所系の事業所に比べますと長いということが1つございます。

それから対象となる施設の多くがですね、高齢者の生活の拠点でありまして、ユニットケアによるグループごとの共通のスケジュールで生活をしたりですね、あるいは家庭的な触れ合いの中で過ごしたりするということで、一旦、施設内で罹患者が出た場合には、高齢者の日常生活に非常に大きな影響を与えるということもございまして、先ほどのクラスター発生の防止という趣旨から考えまして、対象施設を宿泊系の施設にしたということでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） これ補正予算の質疑でも伺いまして、そのときにはPCR検査を行う、行ってもらうところを東京都が紹介してくれるっていうわけでもないという話や、予算が全部承認してもらえるかどうか分からないというような話も出されました。通所施設にするのか、入所施設にするのか、二者択一であればね、当然入所施設優先だと思んです。通所施設も行えればやるにこしたことはないので、そういう先ほど、私、今言いましたけれども、そういうこう、なかなか使い切れないという点もあるんだっていうことを、補正予算の答弁でもいただきましたけれども、やはりそういう問題、一つ一つ正して、きちっと本当に制度いっぱい使えるような運用をしていく必要があると思いますので、引き続きそういう制度改善について、市としても求めていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、東京都の営業自粛要請、出されましたけれども、市内の対応がどのようになっているのか伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） これは、すみません、東京都にお願いというベースのところになるかと思いますが、12月17日まで、東京都におきましては、酒類の販売をする飲食店等につきましては、夜の10時までの自粛要請が出ている状況でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 協力金が40万円ということですが、自粛要請するならば、やっぱり十分な補償が必要だというふうに考えます。また、一方でGo Toキャンペーンを延長するって表明し、東京都などについても除外もしない。他方で感染が拡大しているから営業自粛を迫られる。大変支離滅裂な政策で、これでは感染拡大を本当に止めるという点で極めて疑わしい、不安と不満も募るばかりだと私は思います。

次に、暮らしと営業を支える施策、切れ目なく行うという点です。

12月4日の記者会見で菅首相は、児童扶養手当を受給している低所得のひとり親世帯などを対象とする臨時特別給付金を、年内にも再支給する方針を示しました。この給付金は、日本共産党や立憲民主党など、野党が5月に支援法案を提出し、政府が6月の2次補正で実施したものです。このままでは年越せないと、追加を求める声が出る中で、野党は11月16日に、この給付金の再支給などを盛り込んだ緊急支援法案を提出し、早期の対応を求めています。今回こういう菅首相から記者会見で表明もあったわけで、急いで情報収集をして速やかに届けるよう求めます。いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 12月4日に、今お話ありましたとおり菅総理大臣から表明されましたひとり親世帯などを対象といたします臨時特別給付金の年内再支給の件につきましては、今朝からですね、国や東京都のメールが届いたということで、担当のほうで内容を今確認しているところでございます。

国はですね、この再支給分を予備費で対応する予定としておりまして、今週中の閣議決定後、正式な通知を発出するというところでございますので、庁内で情報共有と密接な連携、協力体制を図りまして、可能な限り速やかな給付に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 大変だと思います、ここへ来て記者会見があったということで、言うほうはぱっと言えればいいけど、それを受けてやるほうは大変ですから。本当に大変だと思いますけども、ぜひよろしく願います。

次に、これ東京商工リサーチですけれども、経営体力の乏しい飲食業者など、消費関連の小・零細企業に悪影響を及ぼす可能性は否めないと。コロナ関連の破綻は、引き続き予断を許さない状況が続いているというふうにしています。

野党としては、持続化給付金の第2弾、第3弾も含め必要な支援を行って、コロナ危機を経済恐慌に発展させない取組を求めているところです。また、消費税減税や納税免除などの措置も求めています。

雇用調整助成金のコロナ特例は、来年2月まで延長が決まり、政府は学生支援給付金の再追加配分を表明しました。生活福祉資金や住居確保給付金も、来年3月まで延長される方向です。市内事業者の実態をどのように捉えているのか、認識を伺います。

○産業振興課長（小川 泉君） 認識についてでございます。

セーフティネットの保証認定、こちらについて市長答弁にもございましたとおり、600件を超えるといった状況になってございます。

経過といたしましてはですね、直近の11月時点、11月の1か月間ですね、こちらが59件ほどございました。認定の一番多かった7月と比較いたしますと、3分の1程度の件数となっており、減少傾向にございます。

また5月から実施しております中小企業診断士の派遣支援事業、こちらによります相談受付件数でございますが、739件ございまして、9月以降は減少しつつございまして、9月以降の3か月間で194件ということで、9月以降は相談件数が若干ですが減っております。

また、依然ですね、コロナウイルスによる3つの密が重なる活動の自粛が続いておりまして、人との接触が避けられないような飲食業や小売業などを中心に、引き続き厳しい状況が続いているというように認識をしておりますが、このたび実施いたしました中小企業者及び個人事業主に対する応援助成金や、小売店等におけるキャッシュレス決済によるポイント還元事業など、事業継続を支える取組により、一定の支援効果を示すことができ、地域経済の下支えとなったというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市のそうした御努力には敬意を表したいと思います。

それで、ただこの年末に向けての状態ですけれども、この東京商工リサーチでも、やはり持続化給付金の効果がもう切れ始めてると。これ今後の救済メニューがないということで、年末年始にかけて、また倒産、廃業が増えていく可能性を指摘してるんですね。だから引き続き、やはり地域経済を支える施策、引き続き重要だというふうに思います。

そこで、中小企業者応援助成金の予算編成時の対象数、数と、額ですね、それから実績見込みについて伺います。

○産業振興課長（小川 泉君） 中小企業者等応援助成金の予算編成時の対象数は866件でございます。予算額は1億7,320万円です。実績につきましては、申請件数が326件、審査済みのうち、要件を満たさない申請が11件ございます。現在、最終審査が済んでおりません。そういった状況ですので、最大で315件で、執行額が6,300万円となる見込みであります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、約1億1,000万円ぐらい、予算との関係では、現状で乖離があるということだと思います。

それで、生活福祉資金のコロナ特例貸付の状況、これももう既にこの議会で答弁ありましたが、3月25日以降、12月1日までの8か月余りで、緊急小口資金、これ20万円ですけども、これは602件。総合支援資金は3か月間、月20万円というもので、これが404件。それから、この3か月の総合支援資金を6か月に延長する貸付け、これが226件ということでした。

9月2日までの累計も、前の議会で聞いてますけれども、それぞれ490件、276件、72件でしたから、年末に向けてかなりの需要があるということになると思います。

この3か月の間に、小口資金は23%増え、総合支援資金は46%増え、その延長に至っては214%増えた、3倍化したという状況です。

福祉協議会に、通常的生活福祉資金の実績、聞いたら、例えば令和元年度では1年間で10件だったということですから、大変な状況があるというのが、このコロナ特例貸付けの状況で分かると思います。この生活福祉資金ですけども、これは生業を支える、こういう資金としてもかなりの中小零細企業者も受けているのではないかと思いますけれども、市の認識をこの点、伺います。

また、こうした方々は市の中小企業応援助成金の対象になるのかどうか、この点も伺います。

○産業振興課長（小川 泉君） 生活福祉資金のコロナ特例貸付につきましては、生業資金ではなくて、あくまで生活資金に対する貸付けであるというふうにお聞きしております。そういったこともございまして、こちらの貸付けにつきましてはですね、中小企業者等応援助成金、こちらのほうの対象の貸付けの条件としてないのが現状でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この生活福祉資金のコロナ特例貸付は、コロナの影響で休業した人も含まれるんですよね。失業したっていうだけではなくて。ですから、本当に生活を支える業として、商売を営んでるという方も当然数多くこれ含まれているということになります。

そういう点で、市の中小企業者応援助成金については、少なくとも予算で組んだ額を、全て必要な事業者へ届け切る必要があると思います。生活福祉資金の特例貸付けを受けた事業者も対象にする。家賃支払いのない事業者も対象にする。また東村山市のように持続化給付金の対象にならない、2割から5割未満の減収事業者も対象にするなどの対応を求めます。

補正予算の質疑では、実績を踏まえて今後の支援策については検討していただけるという趣旨の答弁をいただきました。この点いかがでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） ただいまお話しございましたとおり、東村山市の状況なども参考に確認をさせていただきます。

当市におきましてはですね、しかしながら市長答弁にございますとおり、中小企業の助成金、こちらについてはですね、直近で行いました応援助成金や、地域活性化事業の効果、こちらをしっかりと見極めた中で、今後の支援策については検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今後の検討の材料としても、私、言ってるので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それで東村山市では、2割から5割未満減収の事業者へ給付する制度で、1,500件に1件50万円支給する、7億8,000万円程度の予算を組みましたが、私が11月初頭に聞いた段階では実績150件、1割に満たないぐらいという申請でした。最近の状況、分かっているようでしたら伺います。また、東村山でこの申請が少ない理由についてどう考えているのか分かれば伺います。

○産業振興課長（小川 泉君） 東村山市の状況でございますが、11月末の時点で確認をさせていただきましたところ、2割から5割未満の減収に対するこの支援策でございます。申請の想定が結構ございましたが、10分の1程度で、給付実績が160件だというふうになっております。また来年の1月までの見込みもですね、200件に届かないのではないかとというようなお話もございました。

実績や申請が少ない理由でございますが、国の支援策を多く利用されているのかなというところがございます。経済産業省によりますと、持続化給付金は、10月末時点で380万件、約5兆円が既に支払われておりまして、今後も申請の増加が見込まれるとされておりますことから、総数で410万件を上回るであろうと。そして、さらに30万件を見込むとまで言われております。必要となる経費も、3,140億円が措置されたところだというふうにご認識していただいております。

経済センサスの産業別事業者がですね、全国で558万ございますから、全国での割合にはなりますけれども、75%近い事業者が持続化給付金の支給を受けることとなります。こうした実情も、申請が少ない一つの要因で

はないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私も東村山の担当者からお話を伺ったら、経済センサスで事業者の4割ぐらいが対象になるだろうと思ったら、もっとどうも少ないのかもしれないというようなお話もありました。ですけれども、かなりの方が5割以上減収して、持続化給付金を受けるという状況があるようですけれども、それでもその業種や業態によっては2割から5割という減収が命取りになるというような状況、当然あるわけで、こういう部分について、東村山の実績の関係で言えば、これを東大和市でやったとしても、十分に予算の範囲内で行けるといえることになると思いますので、ぜひこうしたことも検討していただきたいというふうに思います。

それから、次にキャッシュレス還元、大変好評ということで予算も使い切ったようですけれども、これを受けられる市内店舗数、何店舗なのか。それから、市内の事業者の数についても教えてください。

○産業振興課長（小川 泉君） キャッシュレス決済を受けられる店舗数といいますと、11月のポイント還元時の参加店舗数、こちらのほうでお答えさせていただきますと、328店舗というふうになってございます。

実際にはですね、市内の事業所数といいますと、経済センサスの中小企業の事業所数でお答えさせていただきますと2,483ございます。ただしこちらについては物販とか飲食だけではなくて、こちらの制度をですね、今回のPay Payのキャンペーンを使える事業者ばかりではございませんので、その辺をお酌み取りをいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） キャッシュレス還元を受けられるところは、飲食店、小売、それから理美容などサービスということで、そういう限定されたところですが、これが好評で、予算使い切って喜ばれていることはそのとおりだと思います。

一方で、市内の事業者数2,483から考えると、まあ15%ぐらいになるんですかね——にならないぐらいかな。という店舗になりますので、やはり中小企業者等応援助成金の拡充なども含めた、多くの市内事業者に行き届く支援が必要だというふうに思います。

それから、この消費還元策については、やれば簡単なんだよって皆さんおっしゃるんですけど、高齢者の方なども参加できる手法、ぜひこれも考えていただきたいというふうに思います。いずれにしても先ほど答弁にあったように、実績踏まえて支援策、検討するということですので、私が今いろいろと提案したことなども含めて御検討いただきたいと思います。

次に、国民健康保険税の負担軽減についてです。

コロナ減免について、約200世帯から申請が出ているという御答弁でしたが、一定の要件、この要件について教えてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が減少した世帯におけます保険税減免の要件でございますが、世帯の主たる生計維持者における令和2年の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかの収入が、令和元年に対して3割以上減少することが見込まれ、なおかつ、世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が1,000万円以下であること。世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の所得以外の令和元年の所得の合計が400万円以下であることが、その要件となります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これは国の見解でも3割減を見込んだけれども、実際はそこまで減らなかったという場合も、返還する必要がないというふうになっていると思います。この200世帯の申請で、減免額はどの程度になるのか教えてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 減免額につきましては、約3,500万円でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 200世帯で3,500万円っていうことは、17万5,000円ぐらいですかね。大変大きな額だと思います。減免を受けた方、本当に助かるというふうに思います。

この減免については、全額を国が財源は出すものと認識してはいますが、これは国保会計の仕組みの中で補填されるのか、市を通して入ってくることになるのか、ここら辺の仕組みについて伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 新型コロナウイルスの影響に係る保険税減免の財源につきましては、御認識のとおり全額、国の公費による財政支援がございます。予定では、国からの補助金及び東京都を経由した交付金として、国民健康保険事業特別会計に交付されることとなっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 前の議会でも申し上げましたけども、東大和市のコロナ減免、国保のですね——については大変申請しやすいものになってるっていうことで喜ばれています。これ申請漏れのないよう、どのように取り組まれるのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） これまで6月に全戸配布いたしました国保だよりや、市報、ホームページ等で周知を行っており、加えてこの11月に改めて全戸配布いたしました国保だよりにおきましても、再度周知しております。

また納税課にて、保険税の納税に係る相談があった際、こちらの減免制度についても御案内いただきまして申請につなげる等、納税課との連携の中で対象者の申請漏れのないよう取り組んでいるところであります。今後におきましても、申請期限となります年度末に向けて周知を図りたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） よろしく申し上げます。

それで、現在の国保加入世帯は何世帯で、そのうちどれぐらいの世帯が該当する可能性があるのか、市の認識を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 11月末日時点の国民健康保険加入世帯数は1万2,095世帯であります。新型コロナウイルスの影響がどの程度となっていくのか見込むのが困難であります。現状の申請件数の推移を踏まえますと250件程度、加入世帯のうち約2%程度かと予想しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） いずれにしても、この申請漏れがないようにということで、課題としても挙げておられますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、②のところですが、私、壇上で東大和市の国民健康保険税は高過ぎるというふうに言ったわけです。被用者保険の保険料と比べて高いということは、市の市民説明の資料でも認めているところだと思いますが、改めて市の国保税の——私が高過ぎる、こう言ってるわけですが、市の認識を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 被用者保険や国民健康保険につきましては、それぞれの制度の仕組みの中で、加入者の実情に応じた保険料となっているものと認識しております。国民健康保険につきましては、加入者の

年齢層が高く、所得水準が低い。1人当たり医療費の水準が高いなどの構造的な課題がございますことから、所得に占める保険税の割合は高い傾向がございます。まさにこうした課題に対応するために、広域化後、毎年度3,400億円の公費が投入されております。この公費には、後期高齢者医療の支援金算定におけます全面総報酬割の仕組みの導入によりまして、被用者保険が多くの負担金を拠出することで生じた国費による財政支援が含まれており、こうした支援を踏まえまして、制度上必要とされる保険税を求めているところでございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 今答弁で、被用者保険と比べて国民健康保険は、所得が低いにもかかわらず所得に占める保険料負担が高いということについては認められました。まあ市の資料でも、これ言ってるわけですから、認められるの当然ですけれども、ところが、これ認めておきながら、さらに国民健康保険税をどんどん引き上げるという方向を進めているというのは、もうこれは度し難い矛盾だというふうに思います。

国民健康保険加入世帯の平均所得が大変低くなっている。これは年金生活者や、非正規雇用労働者などが多くなっているためです。今コロナ危機の下で、経済的格差が一層拡大して、経済的弱者に一層の犠牲を強いる、こういう状況になっています。

共産党は、消費税減税、納税免除を要求しているところです。時限的にでも踏み切るべきだと考えているわけですが、コロナ危機の下で追い詰められている国保加入世帯に対して、計画だから予定どおり6年連続で1億円ずつ値上げしますなどというのはおかしいのではないかと。少なくとも来年度について、値上げは中止して引下げに転じるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長(岩野秀夫君) 市では保険税急増抑制のために、国が設けた特例基金のある令和5年度までに赤字補填繰入れを解消することが、最も市民の皆様への影響が抑えられるものと考えております。また現状では、この赤字補填繰入れ、解消の進捗によりまして、保険者努力支援制度で加算され、交付金の対象となることから、財政健全化計画どおりに進めることが、市民の皆様への負担が少なく、財政の健全化が進められるものでありまして、現状におきましては赤字補填繰入れの解消を優先的に進める必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長(中間建二君) ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 6分 開議

○議長(中間建二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番(尾崎利一君) それでは、国保会計の基金現在高は幾らでしょうか。適正とみなされている残高は幾らでしょうか。この基金を取り崩してでも、少なくとも来年度については保険税引き下げる、こういう決断を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長(岩野秀夫君) 国民健康保険事業運営基金の現在高は1億6,878万3,722円です。なお、平成31年度の歳計剰余金のうち、約2億2,000万円を現状、積立金として計上しておりますが、ここから令和2年度末に東京都への交付金精算に伴う返還金が生じる予定でございます。この返還金額が確定しておりませんので、令和2年度末におきまして、幾ら積み立てられるかを見込むのは現状では困難でございます。基金の積立額といたしましては、会計検査院の資料や、当市と同規模で基金を活用しております自治体の積立額を踏

まえまして、3億円から6億円程度の積立額を目安としております。基金の活用につきましては、令和3年度の納付金が1月に確定する予定でございますので、この納付金確定額の状況によって判断したいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） いずれにしても、3億円程度の基金はあります。それで、まあ適正な規模は3億円と言われてるけども、他市の状況を見てももう少し積み立てたいというのが、この間の答弁ですね。

今、リーマン危機や東日本大震災時と比べても、大きく経済が落ち込んでいると言われていたときに、基金を取り崩そうということにもならない。これでは何のために基金があるのか、こういうときにこそ使うべきものではないのかということではないでしょうか。

もちろん部長や課長は、計画が6年連続で値上げすることになってんだから、そのとおりやりますと、こう言うでしょうけども、ここは市長が、やはり決断をしてこういう動きを止めると。まず来年度についてはやらないという決断、市長が行うべきだ。市長、いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 基金の活用につきましては、保険給付の2月の診療分ですね、こちらの交付精算の一時立替え分ですとか、納付金の精算の結果、不足が生じた場合の影響額へ充当すると。あるいは保険料抑制とか、歳入不足の補填等で活用するものと考えてございます。先ほど課長のほうから申し上げましたとおり、1月に確定係数が出まして、その係数に基づきまして来年度の納付金の額も決まりますし、保険料の算定についてもそのとき決まりますので、1月の全員協議会の席で、つまびらかに御説明させていただきたいと思っておりますので、それまでもうしばらくお待ちいただきたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 1億円、毎年、値上げするという計画をやめるという、場合によってはやめるという答弁ですか、今は。

○市民部長（村上敏彰君） 市の方針といたしましては、6年間の基金があるうちに赤字繰入れを解消するという一つの方針がございます。一方で、基金の活用についても当然考慮することになりますので、そちらにつきましては1月の全員協議会のときに御説明をさせていただきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 基金は取り崩して、この今の経済状況、市民の暮らしの実態から基金は取り崩すと。そして、来年度については引き下げるといふ決断を市長に求めたいと思っております。

次に、介護保険についてです。

課題についてですが、東京商工リサーチが、12月3日、2020年の老人福祉介護事業の倒産件数、2日時点で112件に達し、17年と19年の年間111件を上回り、介護保険法の施行以降、最多を更新したと発表しました。休業、解散も過去最多となる見通しで、倒産と合わせて初めて600件を超える可能性が高まったとしています。老人福祉介護事業の倒産件数は、安倍政権が行った2015年度の過去最大の介護報酬引下げ以降に激増しています。今回の発表で、16年以降、5年連続で100件超えを記録しました。

東京商工リサーチは、国や金融機関などの支援で、10月まではコロナ関連倒産が累計3件にとどまったものの、11月は単月で4件に急増したとし、コロナ支援効果が薄れ、介護業界でも息切れの兆しが伺える、このように指摘しています。コロナの第3波が襲来する中、追加支援や、2021年度の介護報酬の改定状況によっては、倒産や休業、解散がさらに加速する可能性も出てきた。このように指摘してるわけです。

介護報酬の引上げ、どうしてもこれ必要だというふうに私、考えますけれども、市の見解を伺います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 新型コロナウイルス感染症に関連しました介護報酬の改定についてでございますが、市といたしましては、本年7月に新型コロナウイルス感染症の蔓延時におきましても、事業を継続し、高齢者のためにサービスの提供を続けている事業所へ、介護サービス事業所助成金を支給するための補正予算を計上いたしまして、一定の支援をさせていただいているところでございます。現在、介護保険制度の改正や介護報酬の改定につきましては、国の社会保障審議会等で議論されておりますことから、その状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほども申し上げましたが、市のこの介護事業者や、障害福祉事業所への助成金、大変大事な施策だったというふうに思っています。ただ、一方で介護事業所の経営がどんどん厳しくなっているというのも事実だと思います。要支援が介護保険から外されて総合事業となり、サービスがカットされました。要介護1、2についても、省令改正だけで同様の取扱いにすることが検討されているという報道もありますが、動向について伺います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 要介護1、2の高齢者に対します国の動向についてでございますが、厚生労働省が所管する社会保障審議会、介護保険部会にて検討がされてきているところでございます。昨年、令和年末ぐらいの社会保障審議会、介護保険部会におきまして、要介護1、2の高齢者に対する訪問介護及び通所介護を、一律、市町村の総合事業へ移すという案について検討がなされておりますが、現状では一律の移行については見送る方向で調整が進められているものと認識しております。

一方、要支援だった高齢者が、要介護1以上の認定を受けた後、高齢者本人が希望し、市町村が認めた場合に、総合事業のサービスを引き続き使えるようにするため、令和2年10月に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたところであります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） いずれにしても、そういう方向で検討が進められている。今現在、具体的に進むという状況ではないということですが、こうしたサービス切捨てが進められて、介護保険発足時に掲げられた介護の社会化が投げ捨てられ、保険あって介護なしと言われる状況が広がっていると私は思います。給付上限引下げによって、必要な介護が受けられないという状況が生まれています。

私も母親の介護がありましたけれども、足を骨折して、もう自宅では見られないということで老健施設に入りましたけど、結局、足を骨折したりハビリが、老健施設に入ると週1回ぐらいしか受けられない。だから、もう回復のしようがないという状況に逆に追い込まれてしまう。

ですから、そういうことで、実際には介護保険で状態をよくしなくちゃいけないんだけど、状態よくする条件が奪われるという事態が現実にあるわけです。こうした状況についての市の見解を伺います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 介護保険のサービスの利用に当たりましては、要介護状態の区分ごとに保険から給付されるサービス費用の一月当たりの上限額、支給限度額が決められているところでございますが、平成31年10月から介護報酬の改定に伴いまして、要介護状態の区分ごとの支給限度額の引上げが図られたところでございます。いずれにいたしましても、要介護状態区分ごとの支給限度額につきましては、国の介護報酬改定によるところでもありますことから、市といたしましては引き続き適正な介護保険制度の運営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 私は本当に介護の社会化ということが言われて、介護保険制度がつくられたという経緯からすれば、これを投げ捨てるという方向で進んでること、大変憂慮するものですし、本当に安心して介護サービスを受けられるという状況をつくっていく必要があるというふうに思います。

この保険あって介護なしというこの問題で、特養ホーム、待機者がいるということ自体が、この点からいえば大きな問題だと思いますけども、市内の待機者の状況を伺います。

○福祉部副参事(石嶋洋平君) 特別養護老人ホームの待機者につきましては、令和2年4月末現在の人数でございますが、市内の5施設及び市が整備補助を行いました近隣2施設で、合わせまして169人となっております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 第7期事業計画では、特養ホームについて、整備に向け、公有地の活用を含めた検討を進めます。多床室の確保についても検討を進めますとなっておりますが、第8期ではこの点どうなるのか伺います。

○福祉部副参事(石嶋洋平君) 現在、策定中でございます第8期介護保険事業計画におきましては、現時点におきます案ではありますが、特別養護老人ホームの整備については、今後の高齢者の増加状況等を踏まえますと、現段階では100床程度の規模の施設が必要と想定してございます。

なお、現在策定中の第8期計画案につきまして、介護保険料にも影響がございますことから、パブリックコメントを実施しているところでございます。パブリックコメント及び市民説明会などにより、市民の皆様から御意見を伺い、介護保険運営協議会におきまして御審議いただきながら、第8期計画期間中における取組につきましては、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 今、出された保険料改定の問題ですけれども、介護保険制度発足時には、保険料の上限っていうか、せいぜいここまでがいっぱいだろうという額として、5,000円程度と見込まれていました。既に東大和市でも、5,200円となっております。私は制度発足時に、国の負担が2分の1から4分の1に引き下げられたことが大きな要因だというふうに考えています。国の負担を増やして、これ以上の引上げを行うべきではないというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○福祉部副参事(石嶋洋平君) 平成12年4月から介護保険制度が始まりまして、そこから20年が経過したところでございます。これまでの間、介護保険制度につきましては、3年に1度見直し作業が行われてきているところでございまして、その時点ごとの高齢化の進展状況ですとか、社会情勢の変化、必要とされる介護保険サービスについて、その都度、見直しが図られてきたものと認識してございます。いずれにいたしましても、介護保険制度の改正や介護報酬の改定につきましては、国の社会保障審議会等で適切に議論されていくものと認識してございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 国で議論して、市が決めることではないわけですけどね。ただ、市民の皆さんや利用者の皆さんの実態を市として把握をして、どういう在り方が望ましいのかという意見を市としても、国や東京都にどんどん上げていくということは、大変大事なことだというふうに私は思います。

次に、東大和市が、採用するかどうかは別にして、保険料負担を軽減するために、どのような手法があるの

か伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 現在の介護保険制度におきましては、給付、保険給付費そのものを減額する。または給付費の公費負担、先ほど議員のほうからお話がありました国ですとか、東京都市町村の負担割合の減額、また2号被保険者の割合が変更されるなど、そういったことにおきまして65歳以上の第1号被保険者の保険料負担は軽減されると、これ今の現在の制度設計の中での考え方でございます。いずれにいたしましても、介護保険制度の財源構成を含む介護保険制度につきましては、国のほうの社会保障審議会などで議論をされております。

市といたしましても、東京都などを經由いたしまして、国の負担分の5%の部分ですね、こういったものを一定程度きちっと負担してくださいというふうなことは、御要望させていただいておりますので、そういったところを関係機関とも調整しながら、要望等はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 今の5%問題は、本当にちゃんとやってほしいというふうに思いますけれども、介護給付、介護サービスの上乗せや横出しというようなことをやって、実質的に利用者の負担を減らしていくということについての可能性はどうなるのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま介護サービスの上乗せ、横出しという話がありましたが、例えば介護保険には市町村特別給付という制度がございます。これを加えれば、通常の法定のサービス以外に、追加のサービスというものも、介護保険制度の中に組み込むことが可能でございますが、その場合、その財源というものは全額1号保険料が充てられるということになりますので、保険料の上昇要因になるというふうに認識しております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） これは予算とか決算の議会で、いつも資料いただくんですけども、東大和市民の1人当たりの所得額は、1997年、382万4,000円から、2019年、312万2,000円に、70万2,000円、18.4%も減っています。ところが同じ時期に、社会保険料控除額、社会保険料負担ですね、これは41万8,000円から55万4,000円に、13万6,000円、32.5%も増えています。国民健康保険税や介護保険料、これ以上、値上げするという事は、私は暮らしの実態から言えばあり得ないということだと思います。これらについて、値上げをしない、国保税等について引き下げるということを要求して、この項を終わります。

次に、ひきこもり対策についてですけれども、今、NHKなどで、ひきこもりの問題、繰り返し特集するなど注目が集まっています。コロナ危機で、特に女性の自死が8割も増えている、報じられました。コロナ危機が、ひきこもりの新たな契機になっているという指摘もあります。

これNHKのアンケート調査ですけれども、全国の自治体が設置しているおよそ1,400のひきこもりの支援窓口で調査を行って、1,022か所から回答を得たということですね。その結果、支援窓口がひきこもりの状態にあると把握し、支援に乗り出したものの亡くなった。言わばひきこもり死は、去年、1年間に少なくとも72人に上っていたことが分かりました。7割近くが40歳から64歳までの中高年の男性で、病死がおよそ4割、自殺が3割近くだったほか、餓死や熱中症による死亡もあったということです。また、命の危険があるケースに直面したと回答した自治体も、333か所に上ったということです。新型コロナウイルスの影響で、新たにひきこもり状態になった人から相談があった。こう回答したのも、85か所に上るということでした。東大和市で把握している状況があれば伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活福祉課におきましては、ひきこもり死や、命の危険があるケースなどにつきましては確認しておりません。なお、東大和市暮らし・しごと応援センター そえるの相談の中で、ひきこもりに関する相談は、現時点におきましては数件程度の状況であります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これは前議会で取り上げたんでしたっけ。この間、私、取り上げたときに8050問題というのを言いました。高齢化した親御さんが、自分たちが施設に入ったり、死亡した後どうなるんだろうという不安が、これ単なる不安じゃなくてどんどん現実になってるというのが、このNHKの調査や報道で明らかになっているということだと思います。こうした状況についての市の認識を伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 8050問題でございますが、例えば親の年金で生活していたひきこもりの方などが、親の死亡後も引き続きひきこもる生活をする場合も考えられます。このため、ひきこもり問題を抱える方などが相談しやすい体制を構築すること、また関係機関が連携し、ひきこもりの方を早期に発見し、本人や御家族が抱える課題に応じた対応を行うことで、解決していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 前回この問題を取り上げた際に、社会福祉協議会で御家族の相談に乗りながら、家族会をつくるための動きを始めているということを紹介しました。先日、伺ったら、10月29日には市内の二家族と社会福祉協議会の担当職員、係長、事務局長が参加をして、家族会の開催に向けて相談を行ったそうです。すぐに家族会でなくても、交流会から始めてはどうかなどと話し合っているようです。コロナ感染拡大の下で、すぐに踏み出せないけれども、次は2月4日にまた相談しようということになっているようです。

このときは、事務局長も挨拶だけでなく最後までいてくれて、焦らずに気長にやりましょうと励ましてくれたということで、参加された御家族、とても感謝されていました。

市長からは、そえるの取組など御紹介いただきましたけれども、市としても社会福祉協議会やそえるの取組などの連携も図りながら、取組を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ただいま御質問者から御紹介のございました、ひきこもりに関する相談事例につきましては、社会福祉協議会から情報としていただいております。相談機関の充実、あるいは市民の方が持つ様々なお悩みを話しやすい環境づくりの必要性を感じたところであります。

なお、過日の全員協議会におきまして、市議会議員の皆様にも御説明申し上げました、第6次東大和市地域福祉計画案の基本目標に、包括的支援体制の推進、（1）相談・支援体制の充実、こちらはお配りさせていただいた冊子の33ページ、34ページに記載しておりますけれども、ここでの取組内容の一つとしまして、介護、障害、子ども困窮等の相談者の属性や世代に関わらず、包括的な相談を受け止めるための重層的相談支援機関の構築を検討します。また、受けた相談に対し福祉の多機関協働の支援を実施できる体制の構築を検討します。こういった記述としておりますが、これは今御質問のひきこもりの問題への対応も想定し、このような記述としているものであります。

この計画案に基づく事業内容の詳細など、今後検討していく必要がありますが、ひきこもりの問題への対応は、市といたしましても大きな課題であると認識しておりますので、市内部での連携はもちろん、社会福祉協議会など外部とも情報連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今この問題、市としても大きな問題として捉えているという御答弁ありました。市長答

弁でも、この方々が孤立しやすいというね、御家族も含めて孤立していくという状況もあるという指摘もありましたけれども、ぜひ丁寧に対応を進めていただきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

次に、5番目の高齢者の詐欺被害について伺います。

先ほど高齢者の詐欺被害の状況を伺いました。ここ2年で急増しています。これ特殊詐欺の件数だということでした。この急増している要因について市の見解を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 被害件数が増加している要因でございますけれども、根拠として示せる資料がございません。あくまで推測でございますけれども、犯罪認知件数は警察に通報された件数で、犯罪が行われていてもですね、被害が出なければ警察に通報しない方も一定数おられるというふうに考えてございます。このため特殊詐欺の実際の犯罪件数は増えていて、それに比例して被害件数が増えている可能性はあるというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） あくまで可能性の問題だけれども、表に出てるのが増えてるので、被害の実際も増えてるんじゃないかというお話でした。

この特殊詐欺、いわゆるオレオレ詐欺の対策として、東大和市で自動通話録音機の無償支給ですかね、無償貸与ですか、これやっていたと思いますが、その経緯について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 経緯といたしましては、自動通話録音機が特殊詐欺に効果があるということで、平成26年度に警視庁のほうで1万5,000台を購入し、貸与事業が実施されております。その翌年の27年度にはですね、東京都の青少年・治安対策本部、今は都民安全推進本部になっておりますが、こちらに事務が移管されまして、この同本部で2万台が購入され、平成27年度限りの貸与事業が実施されました。

この際に各市に割当てがありまして、東大和市では120台が貸与され、平成27年度と28年度、2か年にかけて高齢者で希望される方に無償貸与したものでございます。なお、28年度からは、区市町村が実施する自動通話録音機の配布事業に対して、東京都が一部補助するという形に変更され、現在に至っております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そういう経過だったけれども、現在、東大和市ではこれやってないということなんです。

それで、7月13日に開催された第18回東京都安全・安心まちづくり協議会資料6というのがあって、その資料の各家庭への防犯対策補助事業の項と、特殊詐欺対策の取組の項、この2つの項を見てみると、日野市、福生市、羽村市、西東京市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、小平市、国分寺市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、多摩26市中、21市で、この自動通話録音機の無償貸与、または支給事業が行われているというふうになっています。いわゆるこのオレオレ詐欺の防止について、自動通話録音機の効果について、東大和市としてはどのような認識をお持ちなのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 自動通話録音機はですね、電話の発信者に対して自動で警告のメッセージを流すためですね、犯罪をもくろむ者への警告を与えることができることや、それから会話内容が録音されることを嫌うというふうに一般的に言われておりますので、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺対策には、現時点で一定の効果があるものと認識をしております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) そうするとですね、この電話による特殊詐欺、被害に遭いにくいという認識を市としても持っておられるということです。26市中、21市でこの事業を既に行っているわけで、事業を行っていない自治体は穴になってしまうと、狙われやすくなるということも考えられなくはないというふうに思うわけです。当市においても、これ速やかに実施すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 警視庁ではですね、被害者にならない対策として、自動通話録音機や迷惑防止機能付電話の活用のほかですね、自宅の固定電話を留守番電話機能に設定をし、メッセージを聞き、必要なものだけ折り返しの電話をするようにといったですね、電話に出ない環境づくりを奨励しております。

自動通話録音機で得られる機能は、通常の電話機の留守番電話機能でも、ほぼ同様な効果が得られるというふうに私たち考えておりますし、また今の消費動向調査によりますとですね、携帯電話やスマートフォンの世帯普及率というのが、2人以上世帯で94.5%、それから単身世帯では86.7%の状況だということで、これも各個別の家庭用の状況が許せばなんですけれども、携帯電話やスマートフォンをお持ちで、それを主体的に使っている場合にはですね、固定電話をやめるという選択肢もあるだろうというふうに考えてるところでございます。ということで、当面は犯罪情報の把握に努めながらですね、注意喚起をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 私も市からのファクスがあるので、自宅電話を置いてるんですけども、ただ市民が自宅の電話を置か置かないかというのはね、これは市の側で言うべきことではないと私は思いますけれども、いづれにしても効果があって、26市中21市でこの事業を行ってるといいますから、これはぜひやっていただきたいということで要求しておきたいと思います。

次に、最後の国・都・市有地の活用のところに入ります。

東京街道団地の運動広場について、実施設計委託契約を結んだということで、整備に向けて動いているわけです。市としてはどのような要望を行ってきたのか、この要望を踏まえて実施設計が行われると考えていいのか、伺います。

○社会教育課長(高田匡章君) 東京街道団地に整備を予定しております運動広場につきましては、令和2年第1回市議会定例会で答弁しておりますように、様々なスポーツや運動で使っていただくことをコンセプトとした多目的の運動広場であります。東京都への要望につきましては、多目的であることを踏まえ、防球ネットを設置すること、駐車場を整備すること、様々なスポーツの試合等が行えるようなグラウンドの広さを確保することなどであります。

なお、人工芝につきましては、過去に他の議員へ答弁しておりますとおり、人工芝を採用するよう東京都と調整をしたところであります。東京都におきましては、これらを踏まえ、実施設計が進められるものと認識をしているところであります。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 砂じん対策で、人工芝のことですね。それから、グラウンドの広さという点では、サッカーでいえば公式試合ができる程度のグラウンドの広さということについても要望していると思いますが、その点、確認したいと思います。

○社会教育課長(高田匡章君) グラウンドの大きさについてであります。グラウンドにつきましては、サッ

カーの公式試合を含めですね、様々なスポーツの試合等が行えるような広さを確保していただくよう要望しているところであります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 次に、東京街道団地の生活支援ゾーンについて。

これ桜が丘の参議院宿舍跡地と並んで、特養ホーム整備の際の候補地の一つとされていましたが、公表された実施方針との関係では、この点どのようなようになるのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 都が公表いたしました実施方針によりますと、事業応募者が提案する際の条件として、特別養護老人ホームなどの居住の用に供する施設を除いて計画することが定められております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） これとの関係で、参議院宿舍跡地については、私たちも関東財務局立川出張所にも出向いて交渉し、現在、介護施設を整備する場合は50年の定期借地で、通常の費用の39%で国が貸しますよという土地になっています。東大和市の結論が出ないので、処分できずにいるわけです。

国民の共有財産ですから、これもつたいないことで、早期に結論を出し、特養ホームなど必要な介護施設整備に活用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 特別養護老人ホームを整備する場所につきましては、第8期の介護保険事業計画の案に記載しましたとおり、公有地の活用を基本に、整備時期、整備地域を含め具体的に検討するというのが現段階の考えであります。このためですね、整備の時期及び整備の地域につきましては、検討段階ということでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 慎重に検討していただくの、大事ですけど、検討結果も早く出していただかないと、いつになっても建たないということになりますので、よろしくお願いします。

それから、警視庁教養訓練施設用地だった土地については、国と東京都が40年以上にわたって放置しておいて、ほんのいつか公務員宿舍用地になったからといって、優遇措置を適用しないというのは全く不当だというふうに思いますし、交渉していただきたいと思います。

また市が購入できない場合でも、スポーツ団体などと協働して活用を図っている事例についても、私はこの議場で以前、紹介したことがあります。手法のいかんにかかわらず、市民に役立つ活用の具体化を求めますがいかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 警視庁教養訓練施設用地でありました桜が丘3丁目の国有地ではありますが、市内に所在するまとまった貴重な土地であると認識しております。国に対しましては、これまでも市の事情を伝えてまいりました。現在も北多摩西部消防署の仮庁舎用地として、一時貸付けをいただいているところであります。

国からは法令等の規定を踏まえました対応が求められておりますことから、これからも市の立場をきちんとお伝えしながら、国と十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしくお願いします。

それから向原団地については、地区計画の変更に向けて協議しているということですが、特別支援学校建設のほうの見通し、何年ぐらいというようなあたり、どうなんでしょうか。それから、現在の協議の方向性、ど

のような状況でしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 特別支援学校の建設スケジュールにつきましては、1年目からの標準的なスケジュールというのが過去の説明会で示されておりますけど、各年度の具体的なスケジュールにつきましては、東京都教育庁において検討している段階だというふうに認識してございます。

また地区計画の変更に向けた協議の方向性につきましては、東京都住宅マスタープランで、身近な暮らしを支える生活中心地の形成を位置づけておりますことから、それを踏まえて検討していくものと認識しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） そうすると特別支援学校のほうは、年限については今のところ分からないということなんでしょうか。今、分からないということであれば、ぜひ早期に具体的な計画を示すように求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、地区計画の協議の方向は、東京街道団地の生活支援ゾーンのような感じの調整になるという理解でいいんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 学校のほうのスケジュールですけど、今、都市計画の変更も協議をしておりますので、今後の協議の中でその学校のスケジュールと、地区計画の変更スケジュール、これをお互いに共有しながら検討を進めていくようなものだというふうに認識しております。

それから、向原の創出用地の扱いですけど、東京都の住宅マスタープラン上は、東京街道と同じような生活中心地というふうになっております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 次に、給食センター跡地については、暫定利用について年内に公募するということだったと思いますが、見通しについて伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 給食センター跡地の活用につきましては、令和2年第3回定例会で御質疑をいただきまして、公募の時期については令和2年の年内の公募を目途にしたいと答弁させていただきました。

市の財産の有効活用のため、できるだけ早く公募してまいりたいと考えておりますが、いまだ精査を行う必要があると考えております。年内の公募は難しい状況にあります。公募の見通しといたしましては、できる限り早くと考えておりますが、不透明な状況でございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） よろしく申し上げます。

次に、市営住宅ですけども、住居に多額の費用がかかるという日本のゆがんだ現状は、ただされなくてはならないと思いますし、その点で公営住宅はもっと拡充すべきというふうに考えますが、市の見解を伺います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 人口が減少し、空き家が増加していく中、多額の費用がかかる公営住宅の建設に代えて、民間の賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットを拡充していくということが、住宅施策の流れとなっております。

そのような中であっても、東大和市における公営住宅については、東京都が東京街道団地でさらに約660戸、建設することから、数の面で拡充の方向にあると考えております。

なお、市営住宅については、現在お住まいの方々の意向を把握しながら、様々な角度からの検討を行い、在

り方に関する方針を策定中であります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これは市営住宅の用地だけの問題ではないかもしれませんが、生活保護受給の際に、職とともに住居を追い出されるというような事例や、一定期間、路上生活を余儀なくされているというような事例があります。その場合、プライバシーが守れないような宿泊所に、2週間ぐらい入らなくちゃいけないという場合に、耐えられずそこから逃げ出して、また路上生活に戻ってしまうというような事例もあるわけです。

一時的に保護するための施設、こうしたものも、この市営住宅の用地の考え方として、こういうものを確保しておくということも検討すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活保護受給の際に、住居がない方につきましては、基本的には個室などの無料低額宿泊所に入所しておりますが、一時的に保護するための施設につきましては、当市の人口規模などを考えますと、市が常時確保することは難しい状況でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 国有地、都用地、市有地の活用については、一貫して取り上げて要求してきて、今、大きく動き出しているというふうに思います。担当者の方も御苦労多いと思いますけれども、市民のための活用を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（中間建二君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（中間建二君） これをもって本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（中間建二君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

明日8日から11日及び14日、15日の8日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（中間建二君） これをもって、本日の会議を散会いたします。

午後 2時49分 散会